

令和8年第1回定例会審議予定表

会期日程（会期8日間）

日程/区分	月 日	曜日	開議時間	案 件
第1日 本会議	3月 6日	金	午前10時	開会・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案上程・提案理由の説明・議案説明・議案審議・
第2日 本会議	3月 7日	土	—	休会
第3日 本会議	3月 8日	日	—	休会
第4日 本会議	3月 9日	月	午前10時	一般質問・議案審議
第5日 本会議	3月10日	火	午前10時	一般質問・議案審議
第6日 本会議	3月11日	水	午前10時	議案審議
第7日 本会議	3月12日	木	午前10時	議案審議
第8日 本会議	3月13日	金	午前10時	議案審議・討論・採決・選挙管理委員会委員及び同補充員選挙・請願・要望・閉会

# 令和8年第1回五木村議会定例会

## 目 次

第1号(3月6日)		頁
1. 議事日程		3
2. 出席議員		4
3. 欠席議員		4
4. 説明のため出席した者の職氏名		5
5. 事務局職員の職氏名		5
6. 日程第1	会議録署名議員の指名	6
7. 日程第2	会期の決定	6
8. 日程第3	諸般の報告	7
9. 日程第4	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和7年度五木村一般会計補正予算(第5号))	14
10. 日程第5	議案第3号 指定管理者の指定について(五木村診療所)	14
11. 日程第6	議案第4号 指定管理者の指定について (五木村ヤマメ養殖施設)	14
12. 日程第7	議案第5号 五木村地域公共交通会議設置条例の制定について	14
13. 日程第8	議案第6号 五木村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準 を定める条例の制定について	14
14. 日程第9	議案第7号 五木村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に 関する条例の制定について	14
15. 日程第10	議案第8号 五木村議会議員の議員報酬および費用弁償等に関す る条例の一部改正について	14
16. 日程第11	議案第9号 五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部 改正について	14
17. 日程第12	議案第10号 五木村子育て・定住支援条例の一部改正について	14
18. 日程第13	議案第11号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施 協定書の変更について	14
19. 日程第14	議案第12号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和7年度実施 協定書の締結について	14
20. 日程第15	議案第13号 工事請負契約の締結について (林道菊池人吉線2号箇所(旧3号))	14

21. 日程第16	議案第14号	工事請負変更契約の締結について (林道菊池人吉線3号箇所(旧4号))	14
22. 日程第17	議案第15号	令和7年度五木村一般会計補正予算(第6号)	14
23. 日程第18	議案第16号	令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	14
24. 日程第19	議案第17号	令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算 (第3号)	14
25. 日程第20	議案第18号	令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算 (第3号)	14
26. 日程第21	議案第19号	令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正 予算(第1号)	15
27. 日程第22	議案第20号	令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)	15
28. 日程第23	議案第21号	令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算 (第3号)	15
29. 日程第24	議案第22号	令和8年度五木村一般会計予算	15
30. 日程第25	議案第23号	令和8年度五木村国民健康保険特別会計予算	15
31. 日程第26	議案第24号	令和8年度五木村ダム対策事業特別会計予算	15
32. 日程第27	議案第25号	令和8年度五木村介護保険特別会計予算	15
33. 日程第28	議案第26号	令和8年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算	15
34. 日程第29	議案第27号	令和8年度五木村後期高齢者医療特別会計予算	15
35. 日程第30	議案第28号	令和8年度五木村墓地公園特別会計予算	15
36. 日程第31	議案第29号	令和8年度五木村情報通信事業特別会計予算	15
37. 日程第32	議案第30号	令和8年度五木村簡易水道事業会計予算	15
38. 日程第33	議案第31号	令和8年度五木村農業集落排水事業会計予算	15
39.	散会		33

## 第2号(3月9日)

1. 議事日程	37
2. 出席議員	37
3. 欠席議員	37
4. 説明のため出席した者の職氏名	37
5. 事務局職員の職氏名	38
6. 日程第1 提案理由の説明(議案第15号より)	39

7. 日程第2	先議案件質疑	67
8. 日程第3	先議案件討論	93
9. 日程第4	先議案件採決	93
10.	散 会	94

### 第3号（3月10日）

1.	議事日程	97
2.	出席議員	97
3.	欠席議員	97
4.	説明のため出席した者の職氏名	97
5.	事務局職員の職氏名	98
6.	日程第1 一般質問	99
	（1）田山淳士	99
	（2）黒木一秀	115
	（3）西村久徳	136
	（4）豊永勝彦	146
	（5）園田 久	162
7.	散 会	174

### 第4号（3月11日）

1.	議事日程	177
2.	出席議員	177
3.	欠席議員	177
4.	説明のため出席した者の職氏名	177
5.	事務局職員の職氏名	178
6.	散 会	179

### 第5号（3月12日）

1.	議事日程	183
2.	出席議員	183
3.	欠席議員	183
4.	説明のため出席した者の職氏名	183
5.	事務局職員の職氏名	184
6.	日程第1 質疑（議案第3号から）	185

7. 散 会	246
--------	-----

**第6号（3月13日）**

1. 議事日程	249
2. 出席議員	249
3. 欠席議員	249
4. 説明のため出席した者の職氏名	249
5. 事務局職員の職氏名	250
6. 日程第1 質疑（議案第22号途中から）	251
7. 日程第2 討論	264
8. 日程第3 採決	267
9. 日程第4 請願について	271
10. 日程第5 要望について	275
11. 日程第6 議員派遣について	276
12. 日程第7 閉会中の継続審査・調査について	276
13. 日程第8 （追加提案）五木村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙	277
14. 閉 会	278

# 第1回五木村議会定例会会議録

令和8年3月6日（金）開会

（第1日）

五木村議会

## 令和8年第1回五木村議会定例会（第1号）

令和8年3月6日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度五木村一般会計補正予算(第5号))
- 日程第5 議案第3号 指定管理者の指定について(五木村診療所)
- 日程第6 議案第4号 指定管理者の指定について(五木村ヤマメ養殖施設)
- 日程第7 議案第5号 五木村地域公共交通会議設置条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 五木村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 五木村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 五木村議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 五木村子育て・定住支援条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定書の変更について
- 日程第14 議案第12号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和7年度実施協定書の締結について
- 日程第15 議案第13号 工事請負契約の締結について(林道菊池人吉線2号箇所(旧3号))
- 日程第16 議案第14号 工事請負変更契約の締結について(林道菊池人吉線3号箇所(旧4号))
- 日程第17 議案第15号 令和7年度五木村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第18 議案第16号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

- 日程第19 議案第17号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第20 議案第18号 令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第19号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第22 議案第20号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第23 議案第21号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第24 議案第22号 令和8年度五木村一般会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和8年度五木村国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和8年度五木村ダム対策事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和8年度五木村介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和8年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和8年度五木村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和8年度五木村墓地公園特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和8年度五木村情報通信事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和8年度五木村簡易水道事業会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和8年度五木村農業集落排水事業会計予算
- 日程第34 質疑
- 日程第35 討論
- 日程第36 採決

2. 出席議員は次のとおりである。(7名)

- 1番 田山淳士君  
2番 黒木一秀君  
3番 西村久徳君  
5番 園田久君  
6番 中村俊也君  
7番 豊永勝彦君  
8番 早田吉臣君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村	長	木	下	丈	二	君
総務課長		竹	村	文	秀	君
ダム対策課長		土	肥	整	二	君
政策調整監		山	下	俊	彦	君
保健福祉課長		高	田	孝	浩	君
住民税務課長		大	岩	留	美	君
産業振興課長		土	肥	博	司	君
建設課長		黒	木	光	重	君
会計管理者		大	岩	留	美	君（兼務）
教育長		西		龍	三郎	君
教育課長		山	尾	浩	二	君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（1名）

議会事務局長		木	野	徹	也	君
--------	--	---	---	---	---	---

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまの出席議員は7名であります。五木村議会の議員定数は8名であります。したがって、ただいまの出席議員7名は地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

これより令和8年第1回五木村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早田吉臣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、7番 豊永勝彦議員、1番 田山淳士議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（早田吉臣君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。6番、中村委員長。

○6番（中村俊也君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

去る2月27日金曜日午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催をしております。今回の3月定例会提出案件について、村長、総務課長より説明を受けております。

執行部の提出案件につきましては、承認案件1件、指定管理者の指定2件、条例の制定3件、条例の一部改正3件、協定の締結1件、協定の変更1件、工事請負契約案件1件、工事請負変更契約1件、令和7年度補正予算6件、令和8年度当初予算10件の計30件でございます。

村長より、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度五木村一般会計補正予算（第5号））、また、議案第9号、五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第15号は令和7年度五木村一般会計補正予算（第6号）については、先議の申し出が出ております。議会運営委員会では、先議として決定をしておりますので、お取り計らいいただくようよろしくお願い申し上げます。

また、任期満了に伴う五木村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙、また令和7

年請願第2号、令和8年要望書第1号を議題としておりますが、令和8年3月13日に予定をしております。

一般質問につきましては、5名の方から通告書が提出をされております。第4日目の3月9日から第5日目の3月10日を予定をしております。質問者及び答弁者も簡潔な質問、簡潔な答弁をお願いをしたいと思います。

以上の案件を議会運営委員会で検討した結果、お手元に配付されております会期であります。本日、第1日目を3月6日に開会をし、諸般の報告、議案の上程に伴う提案理由の説明、続いて、議案の説明、質疑、討論、採決を予定をしております。第2日目、第3日目は、休日のために休会といたします。第4日目、第5日目は、議案審議及び一般質問、第6日目、第7日目は議案審議、第8日目は、議案審議、討論、採決、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙、また請願及び要望、閉会という計8日間の会期で、当委員会では決定をしております。

以上を踏まえまして、会期の決定については、よろしくお取り計らいいただきますようお願いし、議長に報告をいたします。

以上です。

○議長（早田吉臣君） お諮りします。委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認め、会期は本日3月6日から3月13日までの8日間と決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（早田吉臣君） 日程第3 諸般の報告を行います。

例月出納検査の報告を求めます。7番、豊永査委員。

○7番（豊永勝彦君） 7番、豊永です。例月監査の報告をいたします。

まず、一般会計及び特別会計です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

記

1、検査の対象、会計管理者の権限に属する現金、歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和8年1月末日。

3、検査実施日、令和8年2月27日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿と照合した結果、全て符合し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙「収支計算書」の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現金現在高は、歳計現金9,805万3,434円、一時借入金4億円、基金26億5,213万6,709円、歳計外現金5,272万2,383円、現金現在高28億291万2,526円でございます。

次のページに令和7年度収支計算書、さらにその次に歳計外現金管理状況の資料があります。また、次のページには基金の保管状況調があります。保管状況は、最終的に合計額を申し上げます。26億5,213万6,709円でございます。

それから、次のページに、令和8年1月分の基金増減の明細が付いております。御覧いただきたいと思っております。

さらに、その次のページには、令和8年1月分の歳入歳出外現金保管状況調があります。こちらも合計金額を申し上げます。1月末現在で5,272万2,383円でございます。

それと、最後の2ページには、昨年12月と本年1月に行いました例月出納検査の結果が添付してございますので御覧ください。

次に、公営企業会計の簡易水道事業です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

簡易水道事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について。

地方公営企業法第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

1、検査の対象、地方公営企業法第27条の規定による管理者の権限に属する現金、歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和8年1月末日。

3、検査実施日、令和8年2月27日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符号し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙、収支計算書の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現預金現在高は、歳計現金10万9,342円、一時借入金ゼロ、基金ゼロ、預金残高1,437万3,883円、現預金現在高1,448万3,225円でございます。

次のページに、五木村簡易水道事業会計収支表、さらにその次に、現預金残高表があります。それと、最後の2ページには昨年12月と本年1月に行いました例月出納検査の結果が添付してございますので御覧ください。

次に、公営企業会計の農業集落排水事業です。

五木村長 木下丈二様

五木村議会議長 早田吉臣様

五木村監査委員 牛草敏憲

五木村監査委員 豊永勝彦

農業集落排水事業例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について。

地方公営企業法第27条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条2項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

1、検査の対象、地方公営企業法第27条の規定による管理者の権限に属する現金、歳計現金、一時借入金、基金、歳計外現金の出納及び保管。

2、検査現在期日、令和8年1月末日。

3、検査実施日、令和8年2月27日。

4、検査の結果及び意見、検査現在期日における歳計現金、一時借入金、基金、預金残高の保管状況は別紙のとおりで、預金通帳、保管現金を現金出納簿等と照合した結果、全て符号し、誤りなく適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納に係る諸帳簿及び証拠書類を関係帳票と照合した結果、別紙、収支計算書の計数に誤りはなく、何ら不正非違の点も見受けられず、適正に処理されていることを認めた。

なお、参考までに検査現在期日における現預金現在高は、歳計現金4万4,500円、一時借入金ゼロ、基金ゼロ、預金残高911万1,589円、現預金現在高915万6,089円でございます。

次のページに、五木村農業集落排水事業会計収支表、さらにその次に、現預金残高表があります。それと最後の2ページに、昨年12月と本年1月に行いました例月出納検査の結果を添付してございますので、御覧ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。5番、園田議員。

○5番（園田 久君） 令和7年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告書。

令和7年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会が令和7年12月24日水曜日午前10時から、人吉球磨グリーンパレス大会議室で開催されました。

日程第1、議案第15号熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、執行部から補足説明を受け、質疑、採決を行い、全員異議なく原案どおり可決しました。

日程第2、議案第16号、人吉球磨広域行政組合給与等条例の一部改正する条例の制定について。

日程第3、議案第17号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第4号）。

この2件の追加議案を一括して提案理由の説明を、理事会代表理事から受け、続けて補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決しました。

日程第4、発議第1号、人吉球磨広域行政組合議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、提案者である中村龍喜議員運営委員長から提案理由の説明を受けたあと、質疑、採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決しました。

日程第5、新ごみ処理施設に関する調査特別委員会委員長報告については、議会での朗読を省略し、報告書のとおり会議録に掲載することが諮られ、了承されました。

日程第6、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員長及び新ごみ処理施設に関する調査特別委員長申出のとおり了承されました。

最後に、運営議会規則第43条の規定により議決された事件について、その事項、字句、数字、その他の整理は副議長に委任することが決定され、閉会しました。

続きまして、令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会報告書。

令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目が、令和8年2月26日木曜日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

球磨村議会の選挙に伴い議長が不在となっております議長が決定するまで、田中哲副議長が議長の職を行いました。

日程第1、仮議席の指定は、議長選挙が終わるまでの間、着席の席を仮議席として指定されました。

日程第2、議長選挙は指名推薦で行うことが決定し、各地区から選出された8名の選考委員により山口和幸議員が推選され、全員一致によって議長に当選されました。山口和幸議員より新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の辞職届けが出され、追加日程として審議することに決定しました。

新たに、議事日程第1号の追加1を配付し、議事日程に従い審議しました。

追加日程第1、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の辞職では、まず、山口和幸議員の退場を求め、辞職について審議し、許可することが決定しました。

新たに、議事日程第1号の追加2を配付し、議事日程に従い審議しました。

追加日程第1、議席の指定は、球磨村議会から新たに選出された永椎樹一郎議員を20番、槻木啓介議員を21番に議長から指定され、併せて新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員に指名されました。

追加日程第2、会議録署名議員の指名は、9番、源嶋たまみ議員、10番、遠坂道太議員が指名されました。

追加日程第3、会期の決定は、中村龍喜議会運営委員会委員長の報告の後、会期を2月26日に開会し、2月27日から3月23日までを休会、3月24日を閉会とする27日間に決定しました。

追加日程第4、議会運営委員会委員の選任は、球磨村議会の選挙に伴い欠員となっている1名を下球磨地区の議員から選出し、20番、永椎樹一郎議員が委員に選出されました。

追加日程第5、新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会委員長の互選は、議長選挙によって委員長が不在となっているため委員会を開催し、委員長の互選を行ったあと、委員長に西信八郎議員が互選されました。委員長の互選によって副委員長が不在となったため、同委員会で日程を追加し、新たに副委員長の互選を行った結果、副委員長に遠坂道太議員が互選されました。

追加日程第6、行政報告は、理事会代表理事から令和7年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

追加日程第7、議案第1号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

追加日程第8、議案第2号、令和7年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算(第5号)。

追加日程第9、議案第3号、令和8年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。

追加日程第10、議案第4号、令和8年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額。

この4件の提案理由を、一括して理事会代表理事から説明を受けました。

続けて、議案第1号及び議案第2号の2件について補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、2件とも原案のとおり可決しました。

以上で、定例会第1日目の審議を終了し、散会しました。

なお、一般質問及び議案第3号及び議案第4号の当初予算関係の採決は、閉会日の3月24日に行うこととなっております。

以上、令和8年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果について御報告します。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 6番、中村です。それでは、人吉下球磨消防組合議会定例会の会議の結果を申し上げます。

まず、日時、令和7年12月22日、御覧のような時間で行われております。

場所は、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。

出席者は、議員7名、また、管理者、監査委員、職員の計23名でございます。

4、会議結果。日程第1、会期の決定、令和7年12月22日（1日間）と決定をしております。

日程第2、会議録署名議員の指名、2番、相良村選出、黒木議員、3番、人吉市選出、松村議員が指名されております。

日程第3、議案第1号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定をされております。

続きまして、日程第4、議案第2号から、最後のページでございますが、日程第9、議案第7号の6議案、すべて原案どおり可決をしております。

日程第10、一般質問、人吉市選出の松村議員が、近年の職員の定数割れや募集に関する職場・条件の改善への取組ということで一般質問をされております。

日程第11、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は、御覧のようなことが報告をされております。この結果報告は、皆さんに配付をしてありますので、また改めて皆様方には御覧いただくようお願いを申し上げます。人吉下球磨消防組合定例会の報告といたします。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 次に、行政報告を求めます。木下村長。

○村長（木下文二君） 本日、令和8年第1回定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様にご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、1月20日の臨時会以降の行政執行の主なものにつきまして、御報告いたします。

1月26日、中小企業、小規模事業者の事業継承に向けた支援を通じ、地域における経済活動の活性化及び雇用の維持拡大を目的として、五木村商工会、日本政策金融公庫八代支店及び熊本県商工会連合会と五木村事業継承連携支援に関する協定を締結いたしました。

1月27日から29日まで、球磨土木事業推進協議会灌漑施設研修のため、北海道に現場施設に行っていました。

1月30日、今年の夏頃に全線運行再開を予定しておりますくま川鉄道の全線運行再開関連イベント実行委員会設立総会に出席していました。また、同日、川辺川ダム砂防事務所において、これまでの五木村の歴史や今後の振興に向けた取組について、川辺川ダム砂防事務所向けの講演を行いました。

2月4日、国道445号（九折瀬地内）新神屋敷橋上部工工事現場見学会が、議員同席のもと開催されました。

2月8日、五木源パークにおいて五木の冬祭りとして2026グリーンスターカップモルック大会 in 五木が開催されました。雪が降る中での開催となりましたが、テントサウナや特産品を活用した飲食など、五木の魅力を村内外に広く発信するとともに、モルック大会には148名に御参加いただき、会場は大きな歓声に包まれておりました。

2月10日、球磨川における抜本的な治水対策や川辺川における流水型ダムの本体工事の早期着手に係る要望について、球磨郡町村会と地元選出国會議員及び国土交通省に行っていました。

2月19日、五木村全職員を対象とした流水型ダムを含む緑の流域治水に関する職員研修会を開催しました。八代河川国道事務所や川辺川ダム砂防事務所、熊本県から緑の流域治水の取組について御説明をいただきました。職員がこれまでの村歴史的背景を学ぶことにより、各取組を自分事として捉え、村の振興の早期実現に生かしていくことを目的として行ったものであります。今後も、職員の意識向上及び理解を深化させるため、職員研修を実施していく予定であります。

3月1日、春の全国火災予防運動が始まりました。人吉下球磨消防組合北分署と人吉警察署にも御同行をいただきながら五木村消防団防火パレードを実施し、村民へ防火・防災意識の一層の向上を図る呼びかけを実施いたしました。

同日、人吉高校五木分校の卒業式が挙行政され、2名の卒業生がそれぞれの進路に

希望を膨らませ学び舎を後にしました。

3月5日、くまもと林業大学校県南校生による研修成果報告会及び閉校式、同校を核とした地域活性化に関する報告会に出席し、村の振興につなげていくための様々な取組について、関係者の皆様と意見交換を行いました。

以上、行政報告とさせていただきます。

-----○-----

- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和7年度五木村一般会計補正予算(第5号))
- 日程第5 議案第3号 指定管理者の指定について(五木村診療所)
- 日程第6 議案第4号 指定管理者の指定について(五木村ヤマメ養殖施設)
- 日程第7 議案第5号 五木村地域公共交通会議設置条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 五木村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 五木村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第8号 五木村議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 五木村子育て・定住支援条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定書の変更について
- 日程第14 議案第12号 五木村災害復旧事業の施行に関する令和7年度実施協定書の締結について
- 日程第15 議案第13号 工事請負契約の締結について  
(林道菊池人吉線2号箇所(旧3号))
- 日程第16 議案第14号 工事請負変更契約の締結について  
(林道菊池人吉線3号箇所(旧4号))
- 日程第17 議案第15号 令和7年度五木村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第18 議案第16号 令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第17号 令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20 議案第18号 令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算(第3号)

- 日程第21 議案第19号 令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第22 議案第20号 令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2号)
- 日程第23 議案第21号 令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第24 議案第22号 令和8年度五木村一般会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和8年度五木村国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和8年度五木村ダム対策事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和8年度五木村介護保険特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和8年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和8年度五木村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和8年度五木村墓地公園特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 令和8年度五木村情報通信事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和8年度五木村簡易水道事業会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和8年度五木村農業集落排水事業会計予算

○議長（早田吉臣君） 日程第4議案に入りますが、議案名につきましては事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木野徹也君） それでは、議案名についてお知らせします。

日程第4、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和7年度五木村一般会計補正予算（第5号））、日程第5、議案第3号、指定管理者の指定について（五木村診療所）、日程第6、議案第4号、指定管理者の指定について（五木村ヤマメ養殖施設）、日程第7、議案第5号、五木村地域公共交通会議設置条例の制定について、日程第8、議案第6号、五木村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第9、議案第7号、五木村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第10、議案第8号、五木村議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第11、議案第9号、五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第12、議案第10号、五木村子育て・定住支援条例の一部改正について、日程第13、議案第11号、五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定書の変更について、日程第14、議案第12号、五木村災害復旧事業の施行に関する令和7年度実施協定書の締結について、日程第15、議案第13号、工事請負契約の締結について、日程第16、議案第14号、工事請負変更契約の締結について、日程第17、議案第15号、令和7年度五木村一般会計補正予算（第6号）、日程第18、議案

第16号、令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第19、議案第17号、令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第3号）、日程第20、議案第18号、令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第21、議案第19号、令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第22、議案第20号、令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第21号、令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第3号）、日程第24、議案第22号、令和8年度五木村一般会計予算、日程第25、議案第23号、令和8年度五木村国民健康保険特別会計予算、日程第26、議案第24号、令和8年度五木村ダム対策事業特別会計予算、日程第27、議案第25号、令和8年度五木村介護保険特別会計予算、日程第28、議案第26号、令和8年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算、日程第29、議案第27号、令和8年度五木村後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第28号、令和8年度五木村墓地公園特別会計予算、日程第31、議案第29号、令和8年度五木村情報通信事業特別会計予算、日程第32、議案第30号、令和8年度五木村簡易水道事業会計予算、日程第33、議案第31号、令和8年度五木村農業集落排水事業会計予算。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 以上の議案を一括上程します。

これより議案の説明を求めます。木下村長。

○村長（木下丈二君） 令和8年第1回定例会に当たり、令和8年度当初予算の概要と各議案について提案理由を申し上げます。

本村において人口減少が進む中、村民誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が集まる村づくりを目指し、子育て世帯への支援や高齢者福祉の充実、雇用創出や住まいの確保、地場産業への支援等、様々な分野で多面的にスピード感を持って推進する必要があることから、国・県・村が緊密に連携しながらひかり輝く新たな五木村の実現に向けて取り組んでいます。

令和8年度は、振興計画の第1期5年間の4年目に当たります。これまでの検討結果等を具体的な施策として事業展開することが急務であり、国・県においては五木村振興基金を含む事業の推進に必要な財政上の措置を最大限講ずるよう求めてまいります。

また、令和9年の川辺川の流水型ダムを本体工事着工の計画を踏まえ、今後想定される村の振興に係る国・県との様々な事業について、三者間の共有が必要であり、速やかに協議を進めてまいります。

以上を踏まえ、令和8年度の当初予算編成においては、新たな振興計画の着実な実現に向けて、特に4項目を重点的に検討しております。

1つ、雇用の場の確保と移住・定住に資する施策については、雇用の場として重要である地元事業所に対して商工振興補助金や次世代を担う事業所支援補助金等の活用、事業継承支援等を通じた地域産業の振興を図るとともに、地域産業の担い手の確保と移住者を主とした雇用の場の確保の両面を併せ持つ副業協同組合や副業型地域活性化起業人制度について、今後も活動が円滑に行われるよう支援してまいります。

また、地域おこし協力隊制度を活用しながら、協力隊員が任期満了後も定住し地域の担い手になっていただけるよう、起業支援を実施してまいります。

移住・定住の促進については、移住希望者へのきめ細やかな相談対応や情報発信、移住体験事業等、全庁的に移住・定住者の増加につながる取組を展開してまいります。

また、住まいの確保として、空き家等対策計画に基づく空き家バンクへの登録促進や、改修補助による空き家の利活用、さらには近年の夏場の猛暑から、標高1000メートル近くに避暑地として別荘群を建築したい民間企業の提案もいただいており、今後協議を進めてまいります。

2つ目に、子ども・子育て、高齢者の総合的サポートと村民の健康づくりに資する施策については、令和6年度から充実した子育て応援支援事業等によりライフステージに応じた切れ目のないサポートの実現と子育てしやすい環境の充実を、引き続き図ってまいります。

また、少子化・結婚対策の一つとして、今年度、村独自の婚活イベントを2回開催し、参加者からの高評価を踏まえ、令和8年度も結婚の希望を叶えるための出会いの場の創出や、結婚後の新生活の支援等環境整備に取り組んでまいります。

教育の面では、令和8年4月の義務教育学校五木学園開校に伴う現中学校校舎の改築、体育館の空調設備のほか、令和9年夏頃の完成を目指し、新校舎の建設事業に取り組んでまいります。

また、東京文京区と始まったJクレジット購入の御縁は連携を深めており、今年8月には五木中学生の東京施設見学の受入を文京区教育委員会と協議を進めながら、近くの東京大学内の一部研究室の見学も予定しており、生徒たちの成長の一助になることを願っています。

本村の高齢者支援の充実は、住民福祉の向上に欠かすことのできない重要な取組であります。令和8年度も、高齢者笑顔生活支援金や高齢者世帯日常生活支援事業助成金等、必要なサービスが受けられるよう支援を行うとともに、老後の生活を笑顔で安心して過ごせるようサポートしてまいります。

3つ目に、地場産業と将来を担う人材育成に資する施策については、本村の基幹

産業である林業分野において、林業担い手の確保につながる取組は大変重要で急務であります。地域おこし協力隊の自伐型林家の育成や、外国人技能実習生の受入体制の実証実験に対する事業所支援を行いながら、くまもと林業大学校の機能拡充による若手林業担い手育成・確保に向けた施策を関連事業と連携し、展開してまいります。

その他の分野では、村内の若手事業者のグループと意見交換会を行っており、今後も村の振興や地域づくりの活動と様々な企画に対し必要な支援を行い、人材育成を図ってまいります。

また、人的資源が限られている本村にとって、村の振興を進めていくためには、他地域の人や企業との連携が重要であるため、民間企業の自主的かつ自由な取組を支援し、関係人口を増加させることで地域課題の解決を図ってまいります。

4つ目に、流水型ダムに関わる新たな振興、再建に資する施策については、令和8年度は流水型ダムを前提とした新たな村づくりの方向性にに基づき、平場の造成や水没予定地の利活用、付替村道等について、国や県と具体的な協議を進めていくこととなります。

特に水没予定地内の施設の取り扱いについては、昨年9月に策定しました東地区まちづくりランドデザインに基づき、関係者との意見交換を踏まえ、移転場所や時期等、スピード感を持って協議を進めてまいります。

また、国の施行において、本年2月には村道間平場が完成し、小学校前平場も造成工事が進められています。

安全・安心を確保する取組については、球磨川水系河川整備計画に基づき国・県が互いに連携し、河川、砂防、治山が一体となった多重的な取組を計画に位置づけ、事業を進めています。村としては、各事業が地域振興にも寄与し、効果が最大化するように地域の声を届けていくとともに、事業実施に必要な住民の合意形成など、必要な協力を行ってまいります。

また、川辺川の流水型ダム事業に伴う経済効果の最大化に向けて商工会と関係団体との協議を加速してまいります。加えて、川辺川上流の五家荘地域との観光や歴史文化を主とした相互連携についても協議を進めてまいります。

それでは、提案いたしております議案について御説明いたします。

今議会へ提案いたします議案は、専決処分の承認案件1件、指定管理の指定案件2件、条例制定、改正案件6件、協定書の変更、締結案件2件、工事請負契約及び変更契約案件2件、令和7年度補正予算案件7件、令和8年度当初予算案件10件の計30議案であります。

承認第1号は、専決処分の承認をお願いするものであります。これは、令和8年

2月8日に施行されました第59回衆議院議員総選挙に伴う必要経費を早急に補正予算として計上し対応する必要があったため、既決予算に歳入歳出それぞれ434万8,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を43億6,879万9,000円とする補正予算を専決により対応いたしましたものであります。

議案第3号及び議案第4号「指定管理者の指定」は、五木村診療所及び五木村ヤマメ養殖施設の管理者を指定するものであります。

議案第5号「五木村地域公共交通会議設置条例の制定について」は、五木村の公共交通について、住民の利便性向上や地域の実情に即した公共交通の協議を行う交通会議の設置に伴い、新たに条例を制定するものであります。

議案第6号「五木村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、乳児等通園支援事業が創設され、本事業を実施するためには各自治体において運営に関する基準を条例で定める必要があることから、条例を制定するものであります。

議案第7号「五木村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、義務教育学校の設置に伴い関係条例を整備する必要があるため、条例を制定するものであります。

議案第8号「五木村議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について」は、昨今の物価高騰や公務員の給与上昇等を鑑み、下球磨3村と同水準の金額に見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号「五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、民間給与の支給割合等の均衡を図るために行われた国の人事院の給与勧告を踏まえ、関連する条例の一部を改正するものであります。

議案第10号「五木村子育て・定住支援条例の一部改正について」は、国の制度拡充に伴い、村の子育て支援に係る制度の見直しを行い、子育て応援助成金事業を廃止することとしたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号「五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定書の変更について」、議案第12号「五木村災害復旧事業の施行に関する令和7年度実施協定書の締結について」は、五木村災害復旧事業（村道白蔵線地すべり災害復旧事業）の熊本県との協定を変更、締結するものであります。

議案第13号「工事請負契約の締結について」、議案第14号「工事請負変更契約の締結について」は、いずれも契約締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第15号「令和7年度五木村一般会計補正予算（第6号）」について、既決予

算の総額に歳入歳出それぞれ1,372万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を43億5,207万1,000円とするものであります。

主な歳出は、各種基金への積立金について増額しております。

なお、執行残については全款にわたり減額しております。

議案第16号「令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ60万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれの総額を1億4,220万円とするものであります。

令和6年度保険給付費等交付金返還金を追加しております。

議案第17号「令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第3号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ10万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を657万7,000円とするものであります。

財産処分に伴い、ダム対策事業基金積立金を増額しております。

議案第18号「令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ239万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を2億2,720万6,000円とするものであります。

介護給付費準備基金積立金等を追加しております。

議案第19号「令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ42万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を1,778万3,000円とするものであります。

事業費の確定に伴い、管理費に係る消費税を減額しております。

議案第20号「令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ182万円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を3,612万円とするものであります。

被保険者の減少に伴い、後期高齢者医療広域連合への負担金を減額しております。

議案第21号「令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第3号）」について、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ264万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれの総額を5,687万9,000円とするものであります。

水没予定地のケーブル施設移設費等を増額しております。

議案第22号「令和8年度五木村一般会計予算」の概要について御説明いたします。

令和8年度五木村一般会計予算は、歳入歳出それぞれ50億6,877万3,000円を計上しております。

主な歳出について申し上げます。

総務費では、公共交通体系の見直しに係る費用や空き家バンク改修・修繕助成に係る費用を計上しております。

民生費では、子育て・定住支援に係る助成金や高齢者笑顔生活支援金。衛生費では、オンライン診療実証事業委託料や八原（九折瀬）簡易給水施設改修事業を計上しております。

農林水産業費では、Jクレジット販売促進関連事業費や自伐型林業育成定住促進事業に係る経費。商工費では、道の駅温泉施設夢唄新築工事や、買い物支援実証事業委託料。土木費では、村道折立線道路改良事業に係る移転補償費、村道平野線道路改良事業に係る測量設計業務委託料。消防費では、人吉下球磨消防組合負担金。教育費では、義務教育学校新校舎建設に係る関連経費を計上しております。

議案第23号「令和8年度五木村国民健康保険特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ1億3,460万7,000円を計上しております。主な歳出は、保険給付費となっております。

議案第24号「令和8年度五木村ダム対策事業特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ2億109万5,000円を計上しております。主な歳出は、一般会計への繰出金となっております。

議案第25号「令和8年度五木村介護保険特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ2億1,564万8,000円を計上しております。主な歳出は、保険給付費となっております。

議案第26号「令和8年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ1,776万円を計上しております。主な歳出は、施設修繕料、管理業務委託料となっております。

議案第27号「令和8年度五木村後期高齢者医療特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ3,977万4,000円を計上しております。主な歳出は、後期高齢者医療広域連合への納付金となっております。

議案第28号「令和8年度五木村墓地公園特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ51万3,000円を計上しております。主な歳出は、墓地公園の清掃等の管理委託料となっております。

議案第29号「令和8年度五木村情報通信事業特別会計予算」について、歳入歳出それぞれ5,258万1,000円を計上しております。主な歳出は、ファイアウォール機器等更新業務委託料となっております。

議案第30号「令和8年度五木村簡易水道事業会計予算」について、予算額は収益的収入6,982万3,000円、収益的支出6,408万6,000円、資本的収入213万9,000円、資本的支出551万5,000円を計上しております。収益的支出の主な支出は営業費用、資

本的支出の主な支出は企業債償還金となっております。

議案第31号「令和8年度五木村農業集落排水事業会計予算」について、予算額は収益的収入2,991万3,000円、収益的支出2,559万3,000円、資本的収入448万5,000円、資本的支出750万7,000円を計上しております。収益的支出の主な支出は営業費用、資本的支出の主な支出は企業債償還金となっております。

なお、議会運営委員長の報告にもありましたように、承認第1号「専決処分の承認」、議案第9号「五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」及び議案第15号「令和7年度五木村一般会計補正予算（第6号）」は、国の人事院勧告に基づく一般職員給与の改正であり、支給手続に時間を要するため、先議をお願いいたしたく、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。これらの議案の詳細につきましては、職員から説明いたしますので、御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（早田吉臣君） ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時59分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） それでは、会議を再開します。

承認第1号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、承認第1号の御説明を申し上げます。

その前にペーパーを、右肩に総務課と書いてあるものを御準備いただければと思います。

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

続きまして、専決第1号と書いてある縦型のやつです。

専決第1号、専決処分書。令和7年度五木村一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和7年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

続きまして、今度は横版の予算書でございます。五木村一般会計補正予算（第5号）と表紙に書いてあるものです。

1ページおめくりいただきまして、令和7年度五木村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,879万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページ、2ページをお願いします。第1表でございます。補正予算額のみ申し上げます。歳入です。県支出金の委託金で434万8,000円です。歳入合計額、補正前が43億6,445万1,000円、補正予算434万8,000円、合計しまして43億6,879万9,000円です。

次のページが歳出になります。こちらも補正額のみです。総務費の選挙費で434万8,000円の補正です。歳出合計、43億6,445万1,000円、補正予算434万8,000円、合計しまして43億6,879万9,000円です。

次に歳出を申し上げます。歳入が6ページになります。歳入です。県支出金の総務費委託金で、説明のところですが衆議院議員選挙委託金で434万8,000円です。

次のページが歳出になります。総務費の目が衆議院議員選挙費でございます。内訳としましては、一番上の報酬から最後の使用料及び賃借料まで、合わせて434万8,000円です。説明としましては、先ほど申し上げたペーパーを御覧いただきたいと思えます。1枚表紙をめくっていただきますと承認第1号の専決処分を求めることということで、1ページになります。これは提案理由にありましており、皆さん御存じのとおり、2月8日に執行されました衆議院議員の総選挙での経費でございます。令和8年1月23日に専決したものです。

理由としましては、令和8年1月23日に、これも御存じのとおり衆議院が解散されました。公示日が1月27日ということで、27日の次の日です、1月28日から期日前投票が開始されました。このことから議会の招集をするいとまがありませんでしたので、1月23日付けで専決処分したものです。星印を書いております。主に期日前投票と選挙当日の立会人等の時間外手当など240万円、費用弁償が78万円、その他と書いておりますけども、掲示板の設置と消耗品等の127万円の合計でございます。歳入に関しましては全額、国から県に入りまして、県から、また村に委託金として入るものがございます。

以上で、専決第1号の御説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第3号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） 引き続き、議案第3号について御説明します。

指定管理者の指定でございます。

指定管理者の指定について。次のように指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

1 番です。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設、五木村診療所でございます。

2 つ目に、指定管理者となる団体の名称、独立行政法人地域医療機能推進機構、人吉医療センターでございます。

3 つ目、指定の期間ですけれども、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日です。

提案理由です。五木村診療所設置条例第 6 条の規定に基づき、当該公の施設の指定管理を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決をいただく必要があるものでございます。

議案第 3 号は、以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第 4 号から議案第 5 号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、先ほどの議案第 3 号と同じで、指定管理者の指定についてということです。

議案第 4 号、指定管理者の指定について。次のように指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

こちらは 1 番として。指定管理者に管理を行わせようとする公の施設、五木村ヤマメ養殖施設です。

2 つ目に、指定管理者となる団体の名称、ひのまる川魚商店株式会社です。

3 番の指定期間なんですが、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日です。こちらは 3 年間となります。

提案理由です。五木村ヤマメ養殖施設の設置及び管理に関する条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、当該公の施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める必要があるためです。

先ほどの議案第 3 号、今の議案第 4 号とも、タブレットの中に資料が入っているようですので、あとから御覧いただきたいと思えます。

続きまして、議案第 5 号です。五木村地域公共交通会議設置条例の制定について。五木村地域公共交通会議設置条例を次のように定めるということで、先ほどの総務課の横版の資料にも書いております。目的だけ申し上げます。第 1 条、目的です。道路運送法の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した郵送サービスの実現に必要な事項を協議するため、五木村地域公共交通会議を設置するということで、第 2 条からずっとありますけれども、簡潔に、先ほどの横版の資料に説明をしております。1 ページのナンバー 2 と書いてあるところなんですが、五木村地域公共交通会議設置条例の制定ということで、道路運送法に基づき、先ほど申し上げたとお

りでございます。五木村の公共交通を運行するために公共交通会議を設置する必要があるためです。

条例の中には委員の選定とか書いております。おおまかに人選はしておりますが、議会では議決可決されてから早急に承諾に取り組むという段取りをしております。委員の選定についての中身ですが、村民または利用者の代表者、各区長さん、実際に利用している方をお呼びして選定したいと思っております。あと、運送事業者の代表者、例えば産交バスさんとか、今実際走っている産交バスさん等の代表者。三つ目のぽつで、熊本運輸支局長またはその指名する人。あとは道路管理者、熊本県、警察、あるいは学識経験者を有する人ということで上げております。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第6号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。議案第6号の説明をさせていただきます。

議案第6号、五木村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。五木村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。こちらの提案理由につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正によりまして本村の条例を制定する必要が生じたことから、条例案を提出するものでございます。

本条例につきましては、条文を読んだだけでは内容がわかりづらい点もございますので、保健福祉課の資料により説明をさせていただきます。こちらの保健福祉課の資料を御覧いただきたいと思っております。2ページをまずは御覧ください。こちらのほうは、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要でございます。このこども誰でも通園制度に係る条例につきましては、昨年12月定例会で議決をいただいたところでございます。

今回の条例にも関連いたしますので、再度説明をさせていただきます。この表は、現在保育所や幼稚園を利用するに当たり、利用可能な要件を実施したものでございます。

まず、保育所、認定子ども園の水色の部分を御覧ください。保育所や認定子ども園を利用するに当たりましての条件でございます。保育所の入所の条件につきましては、保護者が就労していることが条件となっております。五木村には保育所しかございませんが、現状では保育所を利用する場合、保護者が就労していることが子どもが入所できる条件となっております。このたびのこども誰でも通園制度によりまして、保護者が就労していなくても、ゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもを月一定期間まで利用することができるようになったところでございます。

また、緑色の部分でございますが、五木村には幼稚園はございませんが、幼稚園を利用する場合、現状ではゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもは利用できないこととなっておりますが、今後は、施設の基準を満たしておれば乳児等も利用できることとなっております。この制度がこども誰でも通園制度というものでございます。

次に、3ページをお開きください。条例の概要となっております。こちらの右側が、昨年12月定例会において可決いただきました条例でございます。内容は、通園制度における職員の配置や面積の要件など施設の設置基準を定めたものでございます。

次に、左側の表は、今回の条例案でございます。内容につきましては、通園制度における施設の定員の設定や利用料金、勤務体制など運営に係る基準を定めたものでございます。それぞれ条例の趣旨と根拠法令が決まっているところでございます。

次に、今回の条例の中身について説明をさせていただきます。4ページを御覧いただきたいと思っております。まず、それぞれ主な制定の内容を簡単に説明をさせていただきます。まず、第1条でございますが、条例の制定の趣旨が書いてございます。そして、黒太文字で書いてございます、第3条、利用定員に関する基準ということで、1時間、一月当たりの利用定員の基準が書いてございます。

次に、第4条、面談、子ども、保護者との面談方法について記載してございます。第5条、正当な理由のない提供拒否の禁止ということで、正当な理由がなく利用の申し込みを拒否することの禁止がされてございます。

第10条です。特定教育・保育施設等との連携ということで、保育の円滑な接続のための情報提供等の連携が記されてございます。12条、支払いでございます。事業者による利用料金等の徴収基準が記載してございます。

次に、5ページをお開きください。第16条、相談及び援助ということで、子ども及び保護者からの相談への対応・助言が記載してございます。第20条、勤務体制の確保、職員の勤務態勢の規定、職員の資質向上のための研修の実施等が記載してございます。第24条、虐待等の禁止、子どもに対する心身に有害な行為の禁止が記載してございます。第30条、事故発生防止及び発生時の対応ということで、事故発生の防止のための指針及び体制の整備について記載をされているところでございます。

以上が、条例案の内容となっております。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第7号の説明を求めます。山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） それでは、議案第7号の御説明をさせていただきます。

議案第7号五木村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

について。五木村立義務教育学校設置に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

下に、第1条から、裏面の第7条まで条文を書かせていただいております。今回の条例の制定につきましては、関係条例が幾つかありますので、それを一括して改正する条例の制定となっております。教育委員会の資料、1枚ペーパーを議員の皆様にお配りしております。また、タブレットのほうでも御覧いただけますので、こちらのほうを御覧いただければと思います。

まず、資料の右上のほうに提案理由を書かせていただいております。提案理由につきましては、令和8年4月開校予定の義務教育学校の設置に伴い関係条例の整備をする必要があるということでございます。主に学校名とかそういったものの名称の変更ということになります。

左側の表に1から7つ、条例の名称を書いております。こちらの7つの条例について、関係条例ということで改正するものでございます。ほかの課にまたがって条例がありますので、教育委員会のほうで一括して条例改正の提案をさせていただくというものでございます。下のほうに、具体的な改正の内容を書かせていただいております。五木東小学校とか五木中学校、条例の中に文言が書いてあるものについて五木学園というふうに変更するものと、あと小中学校につきましては義務教育学校というような形で変更するものでございます。

それと、補足で書いておりますけども、関連規定、要項等につきましても同時期に改正する予定ということでしております。

以上で、第7号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第8号から第9号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、まず議案第8号からの御説明を申し上げます。

先ほど申したとおり、総務課の資料をお手元においていただきたいと思っております。

議案第8号、五木村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。五木村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるということで、内容については後から説明を申し上げます。

附則です。この条例は令和8年4月1日から施行するということで、提案理由が、昨今の物価高騰や公務員の給与上昇等を鑑み、下球磨3村、相良と山江と球磨村ですけれども、と同水準の金額に見直すための条例を一部改正するものでございます。

横版の資料を見ていただきたいと思っております。1ページになりますが、ナンバー3で議案第8号ということで載せております。こちらは昨年5月16日に五木村特別報酬等審議会より答申を受けております。報酬の改定額です。算出の基礎としたのは、

第1案として五木村を除く球磨郡8町村の平均値を算出しました。それから、第2案として五木村と錦町を除く下球磨の相良、山江、球磨村の3村の平均値を出しました。その後、いろいろ審議会に検討していただいた結果、星印のように地域の実状、人口とか予算規模等に合わせて、第2案が無難ではないだろうかということで答申をされました。

まず、議長ですけれども、現行が28万4,000円、それが29万6,000円の増額の1万2,000円です。副議長が23万4,000円の24万2,000円の8,000円の増額。議員が現状が21万3,000円の22万1,000円、8,000円の増額です。先ほど申したとおり、令和8年4月以降から適用ということです。

遡っていろいろ調べました。決算書等を見たときに、平成14年以来、25年ぶりぐらいの改定ということになっております。私のほうで調べて、わかる範囲で調べたんですが、平成14年以来の改定ということです。

細かいデータというか、2ページ目ですけども、赤字書きで注意と書いております。この報酬等審議会は去年開いたものです。このデータとしては令和6年4月1日現在のデータで、その後、各町村でもしかしたら変わっているかもしれませんが、そこは御了承いただきたいと思います。まず、町村名が左にずっと書いております、錦町から五木村。議長さんが錦町で30万円、五木村で28万4,000円、副議長さんが錦町で25万円、五木村で23万4,000円、議員さんが錦町で27万7,000円から五木村で21万3,000円となっております。右側の表で下球磨8町村、五木村は除きますが、平均しますと、100円以下は切り捨てですけど、球磨郡の平均で議長が30万2,000円、副議長が24万6,000円、議員が22万7,000円となっております。これが、先ほど申した第1案になります。先ほど申し上げたとおり、地域の実状、錦町とか大きいのです、そういうことを考えると、報酬審議会のほうも、今度は下の黒枠のほうです、下球磨3村の平均値でどうだろうかということで、3村の平均値が議長が29万6,000円、副議長が24万2,000円、議員が24万1,000円ということで、この第2案を採用したところでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

続きまして、議案第9号でございます。五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正する条例を次のように定めるということで、すみません、中身は後から説明します。かなりページが飛びますけども、17ページに提案理由が書いております。民間企業の支給割合との均衡を図るために行われた国の人事院の給与勧告を踏まえ、関連する条例の一部を改正するものでございます。

こちらの中身につきましても、先ほどのA4横版で説明したいと思います。3ペ

一級になります。ナンバー4ということで議案第9号、職員の給与に関する条例の一部改正についてと書いてあります。

まず、この改正の背景です。これは昨年8月になりますけれども、国の人事院勧告によりまして官民格差を、1万5,014円なんですけど、3.60%ということがございます、これを埋めるために給与条例を改正するものです。

(2)で賞与と書いてあります。民間の支給状況を踏まえ、期末手当及び勤勉手当、勤勉手当は職員だけでございます、に反映するものでございます。

改正の概要です。(1)の給与、若年層に重点を置き、給料表の引き上げ改定ということで、これは人事院から示されている比較ですけれども、東京23区の企業規模1,000人以上の会社、約2,000社ほどあるそうです、と国家公務員との比較です。改正の概要の中の(2)賞与ですけれども、現在は年間4.6月分、これを4.65月分にアップする、プラス0.05月分アップということです。

3番目に、具体的にはと書いております。まず、(1)です。給与の上昇率でございます。一番左の表、一番若い人たち、①の1級1号というのが18万3,500円、右側に入りまして改正が19万5,800円、増額の1万2,300円、上昇率が6.28%。途中ちょっと割愛しまして、⑥です、6級1号です、これが現行は35万5,200円、これが改正されまして36万6,800円、増額1万1,600円、上昇率が3.16%。先ほど申し上げたとおり、若手を、消防組合の条例にも載っていたんですが、若手に重きを置いたアップ率になっているということです。

(2)につきましてはちょっと複雑ですので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

(3)賞与額の具体例ということで、まず、先ほど言った1級1号、一番下のほうです、役職的に主事級です。基本給が19万5,800円です。年間ですけれども、従前は4.6か月分で90万680円。先ほど申した0.065アップですので4.65月ということで91万475円。年間差額が9,790円ということになります。一番下の6級1号というのが基本給が36万6,800円ですので、従前が4.6か月、168万7,280円、4.65か月が170万5,620円、1万8,340円ほど上がるということです。ちょっとわかりにくい点があったとは思いますが、これは国の人事院勧告でこうなさいという指示が来ているもので、これに従って遵守したということでございます。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第10号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） それでは、議案第10号の説明をさせていただきます。

五木村子育て定住支援条例の一部改正について。五木村子育て定住支援条例の一部を次のように改正するということでございます。

提案理由につきましては、子育て世帯に対する児童手当支給期間の延長や増額など、国の制度拡充に伴い村の子育て支援に係る制度の見直しを行い、子育て応援助成金事業を廃止することとしたため、条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、保健福祉課資料の6ページを御覧いただければと思います。今回廃止する事業につきましては、子育て応援助成金事業でございます。この事業につきましては、子育ての応援のために、18歳までの村内に住所を有する子1人につき5万円を支給する事業となっております。令和6年度より、村の独自の制度として施行していましたが、国の子育て支援に係る各種制度の拡充など、村の独自施策との重複する部分が出てまいりましたことから見直しを行うものでございます。

重複する点につきましては、全協等でも説明をさせていただいておりますけれども、特に国の児童手当の拡充によるものでございます。

7ページを御覧いただければと思います。児童手当につきましては、令和6年10月より、15歳までの支給期間が18歳まで延長されたことや、第3子の給付額が月額3万円に大幅に増額されたところでございます。

また、村の独自の支援制度におきましても、保育料の無償化や副食費の全額無償化、義務教育費の無償化、高校就学支援金ということで年額42万円の給付を行うなど重複する部分もありましたことから、今回見直しを行い、廃止することとしたものでございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第11号から議案第14号までの説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。議案第11号の説明をいたします。

議案第11号、五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施について、次のように協定を変更する。

1、目的、五木村災害復旧事業（村道白蔵線地すべり災害復旧事業）でございます。

2、協定の金額、前回7億5,600万円、変更5億3,517万1,000円。減額2億2,082万9,000円。

協定の相手方、熊本県、熊本県知事、木村敬。

4、協定の方法、随意契約であります。

提案理由です。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付す必要がある。これが、議案を提出する理由でございます。

変更の理由でございますけれども、協定相手、工事の受託者の復旧工事の延期に

よるものであります。したがいまして、令和5年6月16日との協定、五木村災害復旧事業の施行に関する令和5年度実施協定を変更するものでございます。

参考までに、変更の協定書案を、実施協定書ですね、資料に格納しておりますので御確認いただければと思います。

資料をお配りしているものは工事の箇所の変更、工事場所の変更箇所であります。

以上で、議案第11号の説明を終わります。

続きまして、議案第12号、五木村災害復旧事業の施行に関する令和7年度実施について、次のように協定を締結することとする。

1、目的、五木村災害復旧事業（村道白蔵線地すべり災害復旧事業）

協定の金額、2億2,122万2,092円。

協定の相手方、熊本県、熊本県知事、木村敬。

4、協定の方法、随意契約であります。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付す必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

協定締結の理由を説明したいと思います。先ほどの議案第11号の変更が前提となっておりまして、先ほどの残工事分、減額分です、こちらを新たに協定を7年度に協定を締結するものでございます。残金プラス事務費を増額しておりまして2億2,122万2,092円となっております。協定の実施期間は令和9年3月31日となるところでございます。

先ほどの11号と12号につきましては、3月4日の議運において詳細に御説明しておるところでございます。

よろしく申し上げます。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結する。

1、契約の目的、林道菊池人吉線災害復旧工事。

2、契約の方法、指名競争入札。2種落札契約でございます。

3、契約の金額、2億1,560万円、税込みでございます。

契約の相手方、熊本県球磨郡錦町木上西1007、マルナカ工業有限会社、代表取締役、中山正明でございます。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に伏す必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

参考事項ですが、工期は議決を得た日から3月31日までになります。

この入札の経緯につきましては、別紙経過表を御確認いただければと思います。契約した中身について、若干説明させていただきます。建設課の資料3ページになります。ペーパーでもお配りしているところがございます。林道菊池人吉線でございますが、今回の工事の特徴といいますか、施工の延長が約500メートルでございます。工事数量を資料の上のほうに、右上部に掲載しておりますので、工事の内容、数量等、こちらを御確認いただければと思います。簡単に申しますと、被災の状況でございますけども、令和2年の球磨川豪雨、令和4年の台風14号で拡大崩壊したものでございます。図にありますとおり、溪流が左側に2カ所ございますけども、こちらからの溪流の水により路面を伝って、終点側に勾配、下りになっておりますので、そちらのほうから水が来たというところで、のり面と道路路体ですね、こちらがナンバー1、ナンバー2、崩壊したと、付属してのり面のほうも崩壊したというところがございます。

先ほども申したとおり、復旧延長が約500メートルでございますので、アスファルトの舗装工事もかなりの金額となっております。また詳細につきましては、図面のほうを御確認いただければと思います。

ちなみに、なぜこの期日になったかといいますと、御承知のとおり、手前のほうの工事を順次復旧をしていった結果でございます。また、この箇所先線ですね、こちらには2カ所の工事があり、本工事が完了次第、順次発注する予定でございます。

以上で、議案第13号の説明を終わります。

続きまして、議案第14号でございます。工事請負変更契約の締結について。次のとおり工事請負変更契約を締結する。

1、契約の目的、林道菊池人吉線災害復旧工事（3号箇所）でございます。

2、契約の金額、当初9,009万円、変更1億1,237万2,052円。増額2,228万2,052円でございます。

3、契約の相手方、熊本県球磨郡五木村甲4917、有限会社尾方工務店五木営業でございます。五木営業所長、尾方鶴子。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該契約は議会の議決に付す必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

建設課の資料4ページでございます。こちらの資料に沿って御説明したいと思います。先ほどの13号の工事の手前側の工事实施の変更でございます。場所につきましては、位置図は資料のとおりでございます。

工事概要は記載してあるとおりでございまして、変更の理由、今回の理由が4つ  
ございます。補強土壁工の形状変更、数量も（キキトレズ）のおりでございます。  
2つ目、路体盛り土及び補強土壁に使用する購入土の単価の変更。③、3点目です、  
のり面崩壊のためのモルタル吹付け工の追加。④、排水構造物の変更でございます。  
すみません。詳細に申し上げたいところですが、以上で議案第14号の説明を終わ  
ります。

○議長（早田吉臣君） 説明の途中ですが、ここでお諮りいたします。本日は、これで  
散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君） 異議なしと認めます。これで散会いたします。お疲れさまでし  
た。

-----○-----

散会 午前11時56分

# 第1回五木村議会定例会会議録

令和8年3月9日（月）開会

（第4日）

五木村議会

## 令和8年第1回五木村議会定例会（第2号）

令和8年3月9日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- 日程第1 提案理由の説明（議案第15号より）
- 日程第2 先議案件質疑
- 日程第3 先議案件討論
- 日程第4 先議案件採決
- 日程第5 質疑
- 日程第6 討論
- 日程第7 採決

### 2. 出席議員は次のとおりである。（7名）

- 1番 田 山 淳 士 君
- 2番 黒 木 一 秀 君
- 3番 西 村 久 徳 君
- 5番 園 田 久 君
- 6番 中 村 俊 也 君
- 7番 豊 永 勝 彦 君
- 8番 早 田 吉 臣 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

- 村 長 木 下 丈 二 君
- 総務課長 竹 村 文 秀 君
- ダム対策課長 土 肥 整 二 君
- 政策調整監 山 下 俊 彦 君
- 保健福祉課長 高 田 孝 浩 君
- 住民税務課長 大 岩 留 美 君
- 産業振興課長 土 肥 博 司 君
- 建設課長 黒 木 光 重 君

会計管理者 大 岩 留 美 君 (兼務)

教 育 長 西 龍三郎 君

教 育 課 長 山 尾 浩 二 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名 (1名)

議会事務局長 木 野 徹 也 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 起立、礼、おはようございます。着席。

ただいまの出席議員は7名であります。五木村議会の議員定数は8名であります。したがって、ただいまの出席議員7名は地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。よって、会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-----○-----

### 日程第1 提案理由の説明（議案第15号より）

○議長（早田吉臣君） それでは、第1日目に引き続き、議案第15号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、おはようございます。議案第15号、令和7年度の一般会計補正予算（第6号）でございます。

1 ページおめくりいただければと思います。令和7年度五木村一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,672万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,207万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページ、2ページをお願いします。第1表でございます。補正予算のみ申し上げます。歳入からです。村税の固定資産税で2,609万5,000円、地方消費税交付金で200万1,000円。その下が地方交付税です、4,510万3,000円、使用料及び手数料の使用料で減額の178万6,000円。中央付近、国庫支出金です、国庫負担金から委託金まで減額の1,274万5,000円、県支出金の県負担金から委託金まで1,768万8,000円です。一番下になります、財産収入で財産運用収入と財産売却収入、合わせまして減額の345万5,000円です。

次のページ、3ページです。寄附金で減額の300万1,000円、その下が繰入金、減額の7,314万8,000円です。諸収入の村預金利子と雑入、合わせまして712万円です。一番下の村債が減額の2,060万円です。歳入合計額、補正前の額が43億6,879万9,000円、補正額減額の1,678万8,000円、合わせまして43億5,207万1,000円です。

次のページ、4ページ、歳出になります。こちらも補正予算額のみ申し上げます。議会費で42万円、総務費の総務管理費から地籍調査費まで7,061万1,000円、民生費の社会福祉費、児童福祉費、合わせまして減額の373万円、衛生費の保健衛生費で減額の362万8,000円、農林水産業費で農業費から水産業費まで減額の1,679万9,000円。

5ページになります。商工費で減額の1,142万3,000円、土木費の土木管理費から住宅費まで、合わせまして減額の5,504万6,000円、教育費が教育総務費から歴史文化交流館費まで、合わせまして減額の728万4,000円、災害復旧費が農林水産施設災害復旧費と公共事業災害復旧費、合わせまして減額の88万8,000円です。一番下になります、公債費で増額の803万9,000円です。歳出合計、補正前が43億6,879万9,000円、補正額が減額の1,678万円で、合計の43億5,207万1,000円です。

次のページ、6ページをお願いします。次に第2表の地方債補正です。補正額のみ申し上げます。過疎対策事業債が減額の1,130万円です。その下、災害復旧事業費が減額の900万円、脱炭素化推進事業債が減額の30万円、合わせまして、補正前の額が3億5,460万円、補正額減額の2,060万円、合わせまして3億3,400万円です。

次に歳出をお願いしたいと思います。18ページになります。今回、先議をお願いしているところでございますけども、全体的に給与条例を上げております。その点、全体的に人件費が上がっているということでございます。

まず、議会費ですけども42万円の増額でございます。これもすべて人件費でございます。その下が総務費の一般管理費です、減額の2,236万3,000円、その下、19ページになりますが、中央付近、財政調整基金費で1億7,012万1,000円となっております。

次に、少々飛ばさせていただきますが、21ページをお願いします。総務費の中央です、地域おこし協力隊事業で減額の4,577万7,000円です。これは、令和7年当初で10人分の報酬等を組んでおりましたけれども、現在1人ということで、これの減額をしております。

次に、こちらも少々飛ばさせていただきますが、23ページをお願いします。総務費の参議院選挙費でございます。御存じのとおり、参議院選挙が昨年7月に執行しております。その精算額でございます。減額の全体で175万8,000円の減額です。

次に、若干割愛させてもらいますけども、25ページをお願いします。25ページの衛生費になります、下の表です。衛生費の保健衛生総務費で31万8,000円の増額でございます。右側の説明を見ていただきますと、診療所の修繕料等が上がっているところでございます。

次のページ、26ページをお願いします。環境衛生費になりますが、全体で減額の

362万8,000円となっております。農林水産業費につきましても人件費とほとんどが事業の精算による減額となっております。農林水産業費、補正額が全体の993万8,000円です、一番下の合計になります。

次に、商工費にいきたいと思います。商工振興費から道の駅管理費まで、減額の1,142万3,000円です。

次の29ページの土木費の道路維持費あるいは道路新設改良費ですけれども、減額の1,476万4,000円です。こちら右側に委託料等いろいろありますけれども、工事請負費精算による、工事の精算による減額です。

次に、少々飛ばさせていただきますが、32ページの一番下の表になります、災害復旧費でございます。林道施設災害復旧費が補正額が73万3,000円の減額です。

その下、33ページになりますけれども、災害復旧費で道路橋梁災害復旧費で、こちらは減額の15万5,000円ということで、先ほどの林道と公共土木、村道ですね、が精算による減額となっております。その一番下が公債費で元金、利子合わせまして、こちらが増額でございます、803万9,000円です。こちらは、過去に借りてある過疎債等、利率見直し等もありまして、過去に借りた分の増額になったということでございます。公債費、元金が償還元金が50万円、利子が償還利子が723万9,000円、一時借入金、これは率が上がっておりますので30万円です。

34ページからは給与費明細になっておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、歳入でございます。9ページになります。村税の固定資産税で増額の2,600万円、これは償却資産の増ということです。次に、下の2つの表でございますけれども、地方消費税交付金と地方交付税が、まず地方消費税交付金が200万1,000円、地方交付税が4,510万3,000円ということで、これも国の交付金が確定したものであります増額でございます。

次に、11ページをお願いしたいと思います。国庫支出金の衛生費国庫補助金から総務費の国庫補助金になります、その次のページ、12ページまで続きますが、減額の1,016万2,000円です。こちら事業の確定による減額、あるいは調整になっております。

次に、13ページをお願いします。こちらは県支出金になります。総務費補助金から土木費補助金まで、2,138万4,000円です。こちら事業の確定による精算あるいは増額になっております。林道災害復旧補助金等も増えているところです。

次に、飛ばさせていただきますが、15ページをお願いしたいと思います。15ページの一番下、繰入金です。人材育成基金繰入金から、16ページまでありますけれども、五木村振興基金繰入金まで、合わせまして減額の7,314万9,000円です、16ページま

で続いております。

次に、最後のページになりますが、17ページをお願いします。村債です。総務債から教育債まで、合わせまして減額の2,060万円です。説明欄にはほとんどが減額となっておりますが、くま川鉄道の災害復旧負担分ということで、これは市町村で負担する災害復旧費、今、橋梁をくま川鉄道はやっておりますが、その負担金130万円でございます。

以上で、議案第15号の御説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第16号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） おはようございます。議案第16号、令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

1 ページを御覧ください。令和7年度五木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,220万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。繰入金、一般会計繰入金と基金繰入金、合わせまして補正予算60万4,000円です。歳入合計、補正前の額1億4,159万6,000円、補正予算60万4,000円、歳入総額1億4,220万円です。

次に、歳出でございます。款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費22万1,000円、諸支出金、償還金及び還付加算金38万3,000円。歳出合計、30万4,000円です。歳出総額1億4,220万です。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細について説明をさせていただきます。まず、歳出からでございます。6ページをお開きください。こちらのほう、給与費等繰入金22万1,000円、基金繰入金38万3,000円となっております。

次に、7ページをお開きください。歳出でございます。上のほうにつきましては、職員の人件費等でございます。補正額22万1,000円です。そして、令和6年度保険給付費等交付金、特別交付金の返還金ということで38万3,000円を計上しております。これは、6年度末に概算請求しておりました額が確定したことに伴いまして、超過交付分を返還するものでございます。

9ページからは給与費明細書となっております。後ほど御覧いただければと思っております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第17号の説明を求めます。土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） おはようございます。議案第17号、令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第3号）について、説明をさせていただきます。

まず、1ページ目をお願いいたします。令和7年度五木村ダム対策事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ657万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページのほうをお願いしたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入のほうから説明させていただきます。4繰入金、1繰入金、補正予算額10万7,000円。合計597万8,000円。歳入合計が、補正前の額が647万円、補正予算額が10万7,000円、歳入合計が657万7,000円でございます。

続きまして、3ページ、歳出をお願いします。1総務費、1総務管理費、補正予算額10万7,000円。計の657万6,000円です。歳出合計が、補正前の額が647万円、補正予算額が10万7,000円、歳出合計が657万7,000円となります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書にて説明をさせていただきたいと思っております。6ページの歳入をお願いしたいと思います。繰入金で、一般会計より10万7,000円繰り入れを行います。こちらにつきましては、一般会計補正予算（第6号）の説明、ダム対策課の資料の2ページのほうに詳細を付けさせていただいておりますけれども、水没予定地内にあります下手公会堂の建物補償金でございます。こちらにつきましては、昨年9月の定例議会のほうで建物分の615分の599分につきましては、村のほうに所有者の方から寄附をいただきまして、それを国土交通省さんのほうと補償契約を結びまして399万9,914円受入をさせていただいております。その残り分の615分の16、こちらのほうも村のほうに寄附をいただいております。その補償分につきましては、今回10万7,000円計上させていただいているところでございます。

続きまして、7ページの歳出のほうをお願いします。歳出、総務費、総務管理費の3基金費、積立金としましてダム対策事業基金のほうに10万7,000円、そのまま積立をさせていただきます。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第18号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第18号、令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。令和7年度五木村介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ239万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,720万6,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。保険料、介護保険料1万6,000円、国庫支出金、国庫補助金2万5,000円、県支出金、県補助金1万2,000円、繰入金、繰入金、繰越金、繰越金287万5,000円、歳入合計239万8,000円です。歳入総額2億2,720万6,000円です。

歳出、款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費と介護認定審査会費、合わせまして減額の54万2,000円です。地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費6万5,000円、基金積立金、基金積立金287万5,000円、歳出合計239万8,000円です。歳出総額2億2,720万6,000円です。

次に、予算事項別明細について説明をさせていただきます。まず、歳出からお願いいたします。6 ページをお開きください。こちらの分は歳出に合わせたところの歳入の調整というところ、補助金等を計上させていただいております。

次に、7 ページをお開きください。職員の給与費等繰入金24万2,000円、事務費の繰入金が減額の78万4,000円です。繰越金287万5,000円を計上しております。

次に、歳出でございます。8 ページにつきましては、こちらのほう、人件費を計上をさせていただいております。

次に、9 ページをお開きください。介護給付費準備基金積立金ということで、6年度の繰越金を介護給付費準備基金に積立をさせていただいております。

10ページからは給与費等明細を載せさせていただいております。後ほど御覧いただければと思います。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第19号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） おはようございます。それでは、議案第19号、五木村代替地上下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

1 ページをお願いします。令和7年度五木村代替地上下水道事業特別会計補正予

算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,778万3,000円とする。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算。歳入です、款項、補正額を読み上げます。繰入金、繰入金、補正予算額42万6,000円の減額でございます。歳入合計、補正前の額1,820万9,000円に、補正予算額合計42万6,000円、合わせまして1,778万3,000円です。

3ページ、歳出です。管理費、維持管理費、補正予算額42万6,000円の減額です。歳出合計、補正前の額1,820万9,000円から、補正予算合計42万6,000円減額し、合計の1,778万3,000円です。

続きまして、事項別明細書を御説明いたします。7ページの歳出からお願いします。歳出です。管理費、維持管理費の水道管理費でございますが、今回、消費税ですね、代替地上下水道、令和6年度から消費税の課税事業者となっております。今年度は7万4,000円の消費税を税務署のほうに納めておりまして、公課費50万から7万4,000円を引いて、残りの42万6,000円を減額いたしました。

続きまして、歳入です。6ページをお願いします。歳入ですが、伴いまして一般会計繰入金をマイナス42万6,000円の減額でございます。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第20号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第20号、令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

1ページ目をお開きください。令和7年度五木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,612万円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算の補正。まず、歳入でございます。繰入金、一般会計繰入金、減額の182万円です。歳入合計につきましては、減額の182万です。歳入総額3,612万円。

次に、歳出でございます。款項、補正予算額のみを読み上げさせていただきます。後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、減額の128万8,000円です。保険事業費、保険保持増進事業費、減額の35万2,000円。歳出合計、減額の182万円です。歳出総額3,612万円でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細について説明をさせていただきます。6ページ、歳入をお開きください。事務費の繰入金、減額の53万2,000円でございます。保険基盤安定繰入金、減額の128万8,000円です。

次に、歳出を説明させていただきます。7ページをお開きください。保険基盤安定負担金、減額の128万8,000円でございます。こちらにつきましては、保険料の算定結果により負担額が減額になったためでございます。

次に、健康審査業務委託料、減額の53万2,000円です。後期高齢者の特定健診、人間ドック、歯科健診に係る業務委託料ということで、こちらのほうは実績により減額をいたすものでございます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第21号から議案第22号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第21号の御説明をします。情報通信の特別会計です。

1ページをおめくりいただきたいと思っております。令和7年度五木村情報通信事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,687万9,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、2ページをお願いします。第1表でございます。歳入から申し上げます。諸収入の雑入で360万9,000円。その下が繰入金で96万6,000円の減額です。歳入合計が、補正前の額5,423万6,000円、補正予算額264万3,000円、合わせまして5,687万9,000円です。

その下のページ、3ページが歳出になります。総務費の維持管理費で補正予算額が264万3,000円です。歳出合計が、補正前の額5,423万6,000円、補正予算額264万3,000円、合わせまして5,687万9,000円となります。

次に、歳入から申し上げます。6ページをお願いします。一番上の諸収入の雑入でございます。360万9,000円の増額です。説明に書いてありますとおり、事故によ

るケーブル賠償金、これは工事業者が光ケーブルを切ったということで、後ほど歳出等に出てきますが補償金です。公有建物災害共済金6万4,000円ですが、これは12月の補正にも上げておりましたが、マイマイガという幼虫が液を垂らして切ったという事例です。あと、ケーブル移設に係る補償金318万9,000円、こちらは県道とか水没予定地に光ケーブル等を移設で補償金が入ってくるものです。その下の表が繰入金で、一般会計繰入金が減額の96万6,000円です。

次に、7ページになります。歳出です。総務費の維持管理費でケーブル施設等修繕費で264万3,000円です。右肩に資料2総務課という資料を、後ほどでもいいですが、こちらにも5ページのほうに書いております。ケーブル等修繕料、移設等の増ということで、県道宮原五木線が今改良中がございます、そこが約110メートルほどありますけれども、214万6,000円。鳶山線につきましては村の工事でございます、こちらものり面工事です。延長が15メートル、14万5,000円となっております。先ほど若干申しました水没予定地の自営柱の撤去が2本ありまして、35万2,000円。※で書いておりますけれども、県道と水没予定地につきましては、県道は熊本県から、水没予定地は国土交通省から補償金が入るというものでございます。

以上で、議案第21号の御説明を終わります。

次に、令和8年度の一般会計当初予算でございます。少々長くなりますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第22号、令和8年度五木村一般会計予算です。

1ページをお願いします。令和8年度五木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ50億6,877万3,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(歳入歳出の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2ページをお願いします。第1表の歳入歳出予算でございます。本年度予算額のみ申し上げます。村税の村民税からたばこ税まで2億5,437万1,000円です。地方譲与税で、地方揮発油税譲与税から森林環境譲与税まで合わせまして9,750万8,000円です。次に、利子割交付金になります、2万円です。その下が、配当割交付金です、こちらは25万円です。その下が、株式等譲渡所得割交付金で25万円です。長くなりますので、一番下の地方消費税交付金が2,400万円です。

3ページをお願いします。地方交付税です、地方交付税が15億5,000万円計上しております。それから、14款です、下から2番目の表になりますが、国庫支出金が、国庫負担金から委託金まで10億1,838万2,000円です。その下、県支出金が県負担金から委託金まで2億9,867万6,000円です。この中の県補助金が2億6,520万8,000円ですけど、大部分が災害復旧費の補助金でございます。

次に、4ページをお願いします。18款になりますが、繰入金で、こちらも本年度だけ申し上げます、9億4,888万8,000円です。一番下になります、村債で10億8,350万円でございます。歳入合計が50億6,877万3,000円、前年度予算が40億7,452万1,000円で、前年度比が9億9,725万2,000円の増額となっております。

その下、5ページが歳出になっております。こちらも本年度予算額のみ申し上げます。まず、2款の総務費からいきます。総務管理費から地籍調査費まで合わせまして6億9,745万1,000円です。その下、民生費になりますが、社会福祉費と児童福祉費合わせまして3億5,381万6,000円です。その下、衛生費の保健衛生費が1億6,871万7,000円です。5款の農林水産業費が農業費から水産業費まで合わせまして3億4,413万1,000円です。

次の6ページをお願いします。一番上、商工費になりますが、本年度予算額が3億6,286万8,000円です。その下、土木費です、土木管理費から住宅費まで合わせまして5億1,787万4,000円です。中央付近、教育費です、教育総務費から歴史文化交流費まで合わせまして14億4,994万9,000円です。去年と比べましてかなり増えております。12億弱増えておりますが、御存じのとおり五木学園の開校準備で学校の建築を行うものでございます。10款災害復旧費が農林水産施設災害復旧費が5億9,744万9,000円です。農林水産業費と公共土木合わせまして5億9,744万9,000円です。公債費が4億2,438万8,000円です。主に過去に起債を起こした過疎債がメイン

となっている公債費になります。

7ページの13款が予備費で200万円です。歳出合計が本年度50億6,877万3,000円、前年度が40億7,152万1,000円で、前年度より9億9,725万2,000円増えているということでございます。

次に事項別明細の37ページになります。歳出です。こちらも1つ1ついいますとかなり時間をくってしまいますので要所要所だけ申し上げます。まず、議会費でございます。本年度予算額のみ申し上げます。本年度が議会費全体で5,278万6,000円です。総務費になりますけども、これは38ページから45ページまで続きます、総務費の一般管理費からいきます、一般管理費は42ページまで続きますが、総務費の一般管理費で本年度予算額3億2,961万円でございます。今のは一般管理費です。

次に、若干飛ばさせていただきますが、44ページをお願いします。総務費の財政調整基金費です、本年度予算額は1億3,671万3,000円となっております。

次に、45ページをお願いします。総務費のダム対策費となります。本年度予算額が980万3,000円となっております。前年度比623万2,000円の増となっております。その下が10款の企画費でございます。こちらも47ページまで続きますけども、本年度予算額が6,744万1,000円、前年度が5,003万9,000円です。対前年比が1,740万2,000円の増額でございます。

次に、48ページをお願いします。48ページの一番下の表になりますが、総務費の生活交通対策費ということで49ページまでございますけども、生活交通対策費2,858万8,000円です。前年度比400万強増えているところです。

次に、49ページをお願いします。49ページの下表ですけども、地域おこし協力隊事業です。こちらは本年度2,100万程度組んでおりますけども、前年度から比べると4,000万ほど減額ということで、これは令和7年度当初には10人の協力隊を募集しているところですけども、今回は10人来ないこともあり得ますので、5人分の計上をしたために4,000万の減額となっております。

次に、若干割愛させていただきますが、53ページをお願いします。こちらは総務費の戸籍住民登録費です。本年度が1,996万8,000円、前年度が2,726万円ということで減額の720万程度減額になっております。こちらのほうは大幅に減額になっているのは戸籍情報システムに関する、総務課資料にも若干付けておりますが、標準化というシステムがあります、その事業の減でございます。

54ページをお願いします。総務費の選挙費でございます。8年度は今のところ選挙がない予定ですので、去年ありました参議院選挙費、あるいは村議会議員選挙費が減額となっており、本年度が35万9,000円、前年度が1,750万弱ということで1,700万ほど減額になっております。

次に、56ページをお願いします。民生費になります。民生費は64ページまで続きますがかいつまんで申し上げます。社会福祉総務費が、一番下の表ですが、本年度が8,017万1,000円です。

これも飛んでしまいますけども、62ページをお願いしたいと思います。62ページの一番下になります、子育て定住支援費、本年度が507万1,000円ということで昨年と比べまして減額の400万円余りということでございます。

それから、63ページをお願いします、次のページになりますが、民生費の児童福祉費です。これは本年度604万6,000円と、600万ほど昨年より増額となっております。右側を見ていただくと、工事請負費、五木保育園照明LED化工事ということで600万ほど計上しております。

次に、64ページをお願いします。衛生費の保健衛生総務費です。こちら68ページまで続くんですが、本年度が7,946万3,000円、前年度比較で1,449万6,000円となっております。64ページの右側、説明のところ委託料で診療所指定管理料、こちら最初の方で説明した指定管理料の1年分でございますけども、昨年度が720万程度でございましたけども、本年度が1,300万円余り、600万円の増額となっております。

次に、65ページをお願いします。こちら衛生費の保健衛生費でございますが、説明の負担金、補助及び交付金の中の一番下の人吉球磨広域行政組合負担金ということで、前年度が3,100万円程度でした。今年度が3,660万円程度ということで540万円ほどの増額になっております。

次に、68ページをお願いします。衛生費、保健衛生費の環境衛生費でございます。こちら69ページまで続きますが、本年度が3,005万7,000円です。前年が1億1,000万余りで減額の8,000万ほど減額になっております。

69ページをお願いしたいと思います。減額になった理由としましては、主に飲料水の供給施設、地区の給水施設ですけども、設計料とあとは工事で、まず設計委託が2,800万ほどありましたが、今回は650万程度ということでございます。次に、工事費が6,800万ほどございましたけども、今回は580万、書いてありますとおり八原九折瀬線の地区の簡易給水施設の改修工事で580万計上しているところです。

次に、72ページをお願いしたいと思います。農林水産業費の林業総務費でございます。こちらにつきましても、72ページから76ページまでございます。73ページのほうをお願いしたいと思います。林業振興費になりますけども、本年度が6,472万3,000円ということで、減額の900万程度減額しております。その中で負担金、補助、一番下のほうですけど、負担金、補助及び交付金で去年が3,500万程度でしたが、今回は2,617万2,000円計上しているところです。

次に、76ページをお願いします。農林水産業費、続くわけですが、その中の森林経営管理費が本年度が5,771万8,000円です。前年度比としてはマイナスの175万7,000円でございます。76ページの一番下でございますが、農林水産業費全体額です、本年度2億8,754万5,000円に対して、前年度が3億5,660万程度ということで減額の1,800万余りとなっております。

次に、77ページをお願いします。77ページの中央付近の商工費です。商工費につきましても77ページから80ページまで続きます。2ページほど割愛しますが、80ページをお願いします。商工費の道の駅管理費です。本年度3億6,200万強となっております。前年度が1億9,200万ということで差が1億7,000万ほど増額になっているということです。特に、皆さん御存じのとおり、工事請負費、道の駅の温泉施設夢唄の新築工事を計上しております。1億9,650万円でございます。

次に、80ページから土木費になりますが、80ページから85ページまで続きます。こちら若干先のほうにいきたいと思います。85ページをお願いします。85ページが土木費の住宅費でございます。本年度が住宅建設費でゼロ円となっております。昨年度が3億1,380万ということで、これは頭地G団地の1億3,000万円が減額されたことと、竹の川の住宅が1億7,000万ほどが減額になりまして約3億円の減額となった次第でございます。頭地と竹の川の住宅の完成に伴った減額です。その下、85ページになりますが、消防費で消防総務費です。こちら85ページから88ページまで続くわけでございますけれども、消防総務費、本年度が6,266万9,000円、前年度が5,823万2,000円、440万ほど増えております。これは説明書きの負担金、補助及び交付金の中の人吉下球磨消防組合負担金です。6,187万7,000円ほどありますけれども、今、人吉消防組合は移転をするということで造成等を行っております。その中で、埋蔵文化財が出ているということで、その費用がこの負担金が増えた要素でございます。

次に、88ページ、消防費の続きでございますけれども、消防費の本年度が9,734万4,000円、前年度9,438万円の2,096万4,000円の増となっております。その下から教育費になります。教育費につきましても、88ページから96ページにわたるところでございます。こちら、事務局費とか義務教育費とかありますけれども、ほとんど前年度と変わっていない経常的な予算になっておるところです。

95ページをお願いします。教育費の義務教育学校費ということで、こちら御存じのとおり、五木学園が開校しているということで新築工事が入っております。工事請負費が五木学園校舎新築工事から五木学園校舎（校長室）と書いてありますが、増築工事、合わせまして12億3,500万円でございます。教育費のほうは、先ほど申したとおり、ほぼ毎年度計上しておるものでございますので、次に103ページをお

願いたいと思います。災害復旧費になります。災害復旧費の林業施設災害復旧費です。工事請負費で林道災害になりますが2億1,500万円です。

次のページ、104ページが公共土木の災害復旧費になりますが、3目の地すべり災害復旧費ということで、村道白蔵線の地すべり災害でございます。これも熊本県への委託料で3億8,100万円でございます。前後しますが、その上に職員手当から需用費等ありますけども、公共土木のほうが地すべり以外はほとんど災害復旧は終わっておりますので、今回は工事請負費等は計上していないところでございます。

104ページの中央付近です。公債費になります。元金が合わせまして、償還元金ですけども、本年度が4億328万3,000円計上しております。利子が2,110万500円ということで、元金、利子合わせまして4億2,438万8,000円ということで、前年度から2,600万ほど増えているところでございます。予備費は前年度と変わりなく200万でございます。

105ページからは償還に係る見込額等を書いております。106ページからは債務負担行為の一覧表を付けております。

109ページからになりますが、給与費明細書を付けておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に歳入になってきます。

○議長（早田吉臣君） 途中ですが、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

途中でありましたので、説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、次に、歳入を御説明申し上げます。

13ページからになります。村税になります。村税の村民税で、個人、法人合わせまして本年度3億3,950万9,000円です。昨年と比較しまして76万3,000円の減となっております。説明には現年課税分が書いてございます。後ほど御覧ください。その下が村税の固定資産税です。本年度が2億520万1,000円ということで、昨年度より1,500万程度増えております。これは、先ほどの補正予算のときに説明しましたが償却資産の増でございます。次に、ずっと村税と地方譲与税と入っておりますけど若干割愛させていただきまして、税関係は16ページまでになりますけども申し訳ありませんが割愛をお願いしたいと思います。ほぼ国から入ってくる譲与税とかになります。

17ページをお願いします。中段付近ですが、地方交付税の普通交付税になります、右側の説明です、普通交付税が10億7,500万円、特別交付税が1億3,000万円と見積もっております。合わせまして、本年度が12億5,000万程度の見積もりでございます。

22ページをお願いします。国庫補助金等になります。国庫支出金の土木費国庫補助金で右側の村道折立線から一番下の村道トンネル補修事業補助金になりますが、本年度が1億8,575万6,000円です。前年度から3,600万程度増えているところです。その下の教育費の国庫補助金です。前年度がゼロ円でしたが、本年度2億4,200万ということで2億4,200万が今回増えているということになります。右側に書いてありますとおり、学校の整備費国庫負担金が2億1,000万弱となっております。その下が交付金になっておりますけど、3,200万程度となっております。

次の23ページをお願いします。23ページですけども、災害復旧費国庫補助金が昨年度ゼロということで、本年度が3億6,800万程度ということになっております。これは白蔵線の補助金で、白蔵線の地すべりの補助金です。その下、総務費国庫補助金が本年度1億5,677万円、昨年度から9,000万ほど増額になっております。特に、26節になりますがデジタル基盤開拓支援補助金ということで2,222万7,000円の増額になっております。また、国庫補助金の29節になりますが、地域未来交付金ということで、こちらが先ほど歳出のときに申しましたが温泉施設の新築工事のための1億円になります。

次の24ページをお願いします。一番上です、国庫支出金の総務費委託金ということで、右側を見ていただきますと東地区のグランドデザイン推進事業委託金ということで550万円計上しております。

次に、県支出金がずっと続くわけですが、27ページをお願いします。27ページの県支出金の県補助金になりますが、7目災害復旧費補助金、2番目の表になりますが、本年度が2億1,014万4,000円、前年度が6億円程度ございましたので減額の4億5,000万ほど減額となっております。その中でも林道災害復旧費の補助金が2億1,000万程度計上しております。

次に、29ページをお願いします。財産収入の財産運用収入、利子及び配当金でございます。本年度が808万7,000円ということで、昨年度より倍ほど、昨年度は400万でしたので倍ほどになっております。これは財政調整基金利子からみずほ銀行株式配当金ということで、御存じのとおり利率がだんだん上がってきておりますので、その利率の上昇により倍ぐらいに増えたということでございます。

次に、30ページをお願いします。一番下の表、繰入金になります。財政調整基金

繰入金から、31ページまでまたぎます、最後が五木村振興基金繰入金ということで、全体が本年度9億4,888万8,000円、前年からマイナスの7,700万となっております。

次に、若干また飛ばさせていただきますが、35ページです。村債になります。説明書きで過疎債ソフトとかデジタル活用推進事業債とかかなり出ておりますけども、まず総務債が前年度より1,090万増えているということです。農林水産業費が前年より880万円、土木費が2,910万円、36ページの一番下、災害復旧費が減額の10万円、36ページ、村債の一番最後になりますが、衛生債から観光債までになっております。先ほどの村債の合計が1億8,350万円、前年度が2億5,573万円ということで、前年比が8億2,777万円となっております。先ほど来、若干申しましたけども、教育債の五木学園の校舎の改修ということで過疎債マネジメント特別という起債がありますけども、約9億円の起債となっております。

以上、駆け足になりましたけども、議案第22号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第23号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第23号、令和8年度五木村国民健康保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。令和8年度五木村国民健康保険特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,460万7,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳入歳出の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算、まず歳入でございます。款項、本年度予算額を読み上げさせていただきます。国民健康保険税、国民健康保険税1,144万1,000円、使用料及び手数料、手数料1,000円、国庫支出金、国庫補助金5,000円、県支出金、県補助金1億512万3,000円、財産収入、財産運用収入22万5,000円、繰入金、一般会計繰入金、基金繰入金、合わせまして1,731万円、繰越金、繰越金50万円、諸収入、延滞金及び過料、雑入、合わせまして2,000円。歳

入合計 1 億3,460万7,000円。

次に歳出でございます。こちらも款項、本年度予算額を読み上げさせていただきます。総務費、一般管理費から趣旨普及費まで合わせまして1,056万5,000円、保険給付費、療養諸費から出産育児費まで合わせまして9,836万3,000円、国民健康保険事業費納付金、医療給付費から子ども・子育て支援納付金分まで合わせまして2,060万2,000円。次に、保険事業費、特定健康診査等事務費、保険事業費合わせまして425万2,000円です。基金積立金、次のページをお開きください、4ページです、基金積立金22万5,000円です。諸支出金、償還金及び還付加算金10万円。予備費、予備費50万円です。歳出合計 1 億3,460万7,000円でございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細について説明をさせていただきます。まず、歳入からでございます。11ページをお開きください。こちらのほうは、職員の人件費として各種委託料でございます。

次に、13ページをお開きください。療養給付費負担金8,400万円でございます。下のほうでございますけれども、高額療養費等負担金1,320万円でございます。計上しております。

次に、14ページをお開きください。下のほうでございますけれども、医療給付費納付金1,339万7,000円です。これは、医療給付費等に充てる納付金でございます。

15ページです。後期高齢者支援金等分520万5,000円、介護納付金156万1,000円でございます。こちらは、県が市町村に徴収する納付金ということとなっております。

16ページをお開きください。真ん中ほどでございますが、特定健康診査業務委託料217万1,000円です。こちらは特定健診や人間ドック、特定保健指導等に係る業務委託料でございます。

次に、歳出でございます。7ページをお開きください。こちらのほうは国民健康保険税でございます。医療分から子ども・子育て納付金分までということで、合わせまして本年度は1,144万1,000円を計上しております。

次に、8ページをお開きください。県支出金の部分でございます。普通交付金ということで9,753万4,000円でございます。これは、県から交付される市町村の療養給付費や高額療養負担金など保険給付費に充てるための交付金でございます。特別調整交付金208万円、これは国保の財政に特殊な事情がある場合に交付される交付金でございます。都道府県繰入金 2 号分432万円、収納率や特定健診の向上のために充てられる交付金でございます。

次に、9ページをお開きください。保険基盤安定繰入金259万8,000円、保険基盤安定繰入金、保険者支援分ということで175万7,000円でございます。これは低所得者を支える、使える市町村を支援するための繰入金となっております。給与繰入金

790万7,000円、財政安定支援事業繰入金117万円、事務費繰入が218万6,000円でございます。

次に、10ページをお開きください。基金繰入ということで168万円を計上をいたしております。

最後に、19ページから給与明細書を記載しております。後ほど御覧をいただければと思います。

以上で、議案第23号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第24号の説明を求めます。土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、議案第24号、令和8年度五木村ダム対策事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。

まず、1ページ目のほうをお願いいたします。令和8年度五木村ダム対策事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億109万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算、歳入のほうから説明させていただきます。款と項と本年度予算を読ませていただきます。まず、財産収入、財産運用収入99万9,000円、繰越金、繰越金1,000円、繰入金、繰入金2億9万4,000円、雑入、預金利子1,000円。

続きまして3ページ、歳出のほうをお願いします。こちら、款項、本年度予算額を読ませていただきます。総務費の総務管理費2億109万4,000円、3予備費、予備費1,000円、歳出合計2億109万5,000円となります。

続きまして、歳入歳出予算事項別明細書をお願いしたいと思います。まず、歳入の6ページをお願いしたいと思います。主なものだけ説明をさせていただければと思います。まず、最初の財産収入の財産運用収入、こちらは利子及び配当金になります。基金利子のほうが99万9,000円となります。それから、表3つ目のところ、繰越金になりますけども、ダム対策事業特別会計基金から繰入金として2億9万4,000円を繰り入れを予定しております。

続きまして、7ページ、歳出のほうをお願いしたいと思います。こちら、主なものを説明させていただきます。まず、総務費、総務管理費の基金費のほうをお願いしたいと思います。こちらの積立金、先ほど基金利子がありましたけども、その基金利子を積立を行います。99万9,000円でございます。27繰出金、基金のほうから繰り入れました2億9万3,000円、こちらのほうを一般会計のほうに繰り出させて

いただきます。

以上で、議案第24号の説明を終わらせていただきます。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第25号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第25号、令和8年度五木村介護保険特別会計予算について説明をさせていただきます。

1 ページ目をお開きください。令和8年度五木村介護保険特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,564万8,000円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳入歳出の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。まず歳入でございます。款項、本年度予算額のみを読み上げさせていただきます。保険料、介護保険料3,150万1,000円、使用料及び手数料、手数料1,000円、国庫支出金、国庫負担金、国庫補助金、合わせまして5,530万4,000円、支払基金交付金、支払基金交付金5,165万円、県支出金、県負担金と県補助金、合わせまして2,922万3,000円、財産収入、財産収入9万1,000円、繰入金、繰入金4,713万1,000円、繰越金、繰越金1,000円、諸収入、3ページにかかりますが、延滞金、加算金及び過料、雑入、合わせまして74万6,000円でございます。歳入合計2億1,564万8,000円です。

次に、4ページをお開きください。歳出でございます。こちらも款項、本年度予算額のみを読み上げさせていただきます。総務費、総務管理費から計画策定委員会費まで2,160万6,000円、保険給付費、介護サービス等諸費から特定入所者介護サービス等費まで1億8,502万5,000円、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費からその他の諸費まで792万6,000円、基金積立金、基金積立金9万1,000円、予備費、予備費100万円。歳出合計2億1,564万8,000円でございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細の説明をさせていただきます。まず、歳出から説明させていただきます。13ページをお願いいたします。主なもののみをこちらのほ

う説明をさせていただきます。まず、中央よりちょっと下のほうでございますけれども、介護システム改修委託料143万3,000円、システム改修の委託料でございます。

14ページをお開きください。中央ほどでございますけれども、球磨郡介護認定審査会負担金247万円。これは球磨郡一帯で介護認定審査会を運営しております。その運営に係る負担金となっております。一番下でございますが、第10期介護保険事業計画等策定業務委託料280万円です。後期高齢福祉の充実を図るため、3年を1期とする介護保険事業計画を策定するに当たり、令和9年度から10年度までの第10期介護保険事業計画を策定するための業務委託料となっております。

15ページをお開きください。一番上のほうですが、居宅介護サービス給付費負担金2,691万6,000円でございます。その下でございます、居宅介護サービス計画給付費負担金378万円でございます。その下でございます、施設介護サービス給付費負担金8,652万円でございます。これは特別養護老人ホームでありますとか介護老人保健施設、こちらの給付費の負担金でございます。地域密着型介護サービス費負担金4,680万円、こちらは小規模、多機能とか、認知症対応型施設の負担金となっております。次に、その下あたりですけれども、介護予防サービス給付費負担金445万2,000円、こちらは訪問介護でありますとか、訪問看護、こちらの負担金となっております。

16ページをお開きください。高額介護サービス等負担金600万円を計上をいたしております。これは、月の上限を超えたときに高額となったときにその負担金の負担をするものでございます。

17ページをお開きください。一番上のほうです。特定入所者介護サービス等負担金840万円です。こちらは、指定を受けた有料老人ホームなどの介護サービスの負担金となっております。

次に、18ページをお開きください。下のほうですけれども、介護予防・日常生活支援総合事業費ということで290万6,000円ということです。これは、介護予防・日常生活に係る訪問サービス、通所サービス等の費用分でございます。

19ページをお開きください。集団健康教育業務委託料、こちらはげんぞう会の委託料でございます、270万円を計上いたしております。

次に、歳入の説明をさせていただきます。8ページをお開きください。一番上のほうは介護保険料でございます、本年度は3,150万1,000円を計上しております。次に、下のほうでございます、介護給付費負担金ということで、3,204万6,000円ということで、介護に係る国からの負担金でございます。

次に、9ページをお開きください。調整交付金1,959万2,000円でございます。市町村ごとの介護保険財政の調整を行うための交付金ということでございます。高齢

者の割合や所得段階の割合に応じて交付されるものです、1,959万2,000円です。介護予防・日常生活支援総合事業交付金145万8,000円、10ページでございますが、介護給付費交付金5,007万5,000円ということで、こちらのほうは社会支払基金から交付される交付金でございます、2号保険者の負担金ということでございます。次に、地域支援事業交付金157万5,000円、介護保険給付費負担金2,822万8,000円ということで、こちらは県から交付される負担金となっております。

11ページをお開きください。介護給付費繰入金、一般会計からの繰入金でございますが、2,318万3,000円、職員給与費等繰入金945万9,000円、事務費繰入金1,143万1,000円となっております。以上が歳入でございます。

21ページからは給与費等明細が記載しております。後ほど御覧をいただければと思っております。

以上で、議案第25号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） ここで、暫時休憩いたします。昼食のため、13時から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、議案第26号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） それでは、議案第26号、令和8年度五木村代替地上下水道事業特別会計の予算の説明いたします。

1ページをお願いします。令和8年度五木村代替地上下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,776万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算。歳入です。款項、本年度予算額を申し上げます。使用料、手数料合わせまして755万2,000円、繰入金、繰入金1,018万9,000円、繰越金1,000円、財産収入1万7,000円、諸収入1,000円。本年度予算額合計1,776万円。

続きまして、歳出です。款項、本年度予算額を申し上げます。管理費、維持管理費1,771万円、予備費5万円、歳出合計1,776万円です。

続きまして、事項別明細書の御説明いたします。8ページをお願いします。8ページ、歳出です。水道管理費、下水道管理費、それぞれ昨年度と微増微減でございますが、説明にございます項目、ほぼすべて昨年度と同じ項目で、新しい項目はございません。水道管理費の26の公課費50万円、消費税でございますが、こちらも先ほどの令和7年度の補正でありましたとおり、税務署のほうに消費税の支払いがございましたらこちらから支出するところです。

続きまして、9ページも以下のとおり、予備費5万円でございます。

6ページの歳入でございます。使用料につきましては、代替地上水道の使用料と下水道の使用料合わせまして754万8,000円を見込んでおります。繰入金のほうでございますが、下段のほうです、今年度の一般会計繰入金は1,018万9,000円を見込んでおります。

7ページです。繰越金、利子及び配当金、雑入については以下のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第27号の説明を求めます。高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） 議案第27号、令和8年度五木村後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

1ページ目をお開きください。令和8年度五木村後期高齢者医療特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,977万4,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次に、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算。まず、歳入でございます。款項、本年度予算額を読み上げさせていただきます。後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料2,201万5,000円、使用料及び手数料、手数料1,000円、繰入金、一般会計繰入金1,539万1,000円、繰越金、繰越金15万円、諸収入、延滞金及び過料から雑収入まで合わせまして221万7,000円。歳入合計3,977万4,000円。

次に、歳出でございます。総務費、総務管理費、徴収費、合わせまして36万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金3,120万7,000円、保険事業費、保険保持増進事業費805万1,000円、諸支出金、償還金及び還付加算金6万1,000円、予備費、予備費8万8,000円。歳出合計3,977万4,000円です。

次に、歳入歳出予算事項別明細について説明をさせていただきます。まず、歳出

の9ページからお願いいたします。こちらのほう、主なものだけを説明させていただきます。9ページの下のほうですけれども、被保険者負担金2,201万3,000円。これは被保険者の自己負担分を除いた保険者負担分を後期高齢者医療連合を通じて医療機関に支払うものでございます。次に、保険基盤安定負担金919万4,000円。これについては、低所得者等について保険料軽減制度を設けて軽減に要した費用を公費で負担するものでございます。

次に、10ページ目でございます。上段のほうです。健康診査業務委託料791万3,000円。これは後期高齢者の特定健診や人間ドック、歯科健診に係る業務委託料でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。上のほうは後期高齢者の医療保険料でございます。2,201万5,000円、本年度合計で2,201万5,000円ということで計上させていただいております。下のほうですけれども、事務費繰入金619万7,000円、保険基盤安定繰入金919万4,000円です。低所得者の保険料の軽減分を公費で補填するものでございます。

8ページをお開きください。健康保持増進事業収入221万3,000円です。後期高齢者の特定健診、人間ドック、歯科健診に係る費用について、後期高齢者広域連合からの事業収入となっております。

以上で、議案第27号の説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第28号の説明を求めます。大岩住民税務課長。

○住民税務課長（大岩留美君） 議案第28号、令和8年度五木村墓地公園特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いします。令和8年度五木村墓地公園特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51万5,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次をお願いします。2ページです。第1表、歳入歳出予算。歳入から申し上げます。款項、本年度予算額について申し上げます。1 使用料収入、使用料収入1,000円です。2 管理料収入、管理料収入22万5,000円です。3 財産収入、財産運用収入4万6,000円です。4 繰入金、繰入金22万4,000円です。5 繰越金、繰越金1万5,000円です。6 諸収入、雑収入1,000円です。歳入の合計は51万3,000円です。

次に、歳出です。1 総務費、総務管理費49万2,000円です。2 基金積立金、基金積立金2万円です。3 予備費、予備費1,000円です。歳出の合計額は51万3,000円で

す。

次に事項別明細について御説明申し上げます。歳出の8ページをお願いします。総務費、墓地管理費です。主なものは、12の委託料です。墓地公園管理業務委託料です。主に、剪定・草払い事業の委託をお願いします。次に、15の原材料費ですが、鳥獣侵入防止対策材料費ということで、主にシカなどの対策のためにシカネットなどを購入するものでございます。次に、2の積立金ですが、これは基金の運用利子のほうを計上しております。

次に、歳入のほうをお願いします。6ページをお願いします。2の管理料の収入ですが、墓地公園管理料収入、管理料が22万5,000円となっております。次に、財産収入の2の財産貸付収入、こちらは土地貸付料ですが、携帯電話基地局の使用料が入ってまいります。2万7,000円となっております。

次をお願いします。4の繰入金です。基金の繰り入れを行います。この充当先としましては、歳出予算の委託料、原材料費のほうに充当する予定でございます。金額は22万4,000円でございます。

以上で、議案第28号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第29号の説明を求めます。竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） それでは、議案第29号でございます。情報通信の特別会計です。

併せまして、右肩に総務課資料という、金曜日にお配りしておりますが、8ページも併せて見ていただければと思います。

それでは、1ページをおめくりいただきまして、令和8年度五木村情報通信事業特別会計予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,258万1,000円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の2ページをお願いします。第1表でございます。まず、歳入から、本年度予算額のみ申し上げます。利用料及び手数料の利用料、手数料で1,341万3,000円、諸収入の雑入で5,000円、繰入金で3,911万3,000円、一番下の繰越金で5万円でございます。歳入合計が、本年度予算額5,258万1,000円、前年度予算が4,151万9,000円で、今回1,100万ほど増額になっております。

次に、3ページは歳出になります。こちらも、本年度予算額のみ申し上げます。総務費の総務管理費から施設費まで5,248万1,000円、その下の予備費が10万円でございます。歳出合計、本年度予算額が5,258万1,000円、前年度が4,151万9,000円と

いうことで1,106万2,000円ほど増額です。

次に、歳入をお願いしたいと思います。6ページになります。歳入ですが、まず一番上の利用料本年度額1,341万2,000円です。総務課の資料の先ほど申した8ページのほうに書いておりますけれども、ケーブルテレビの利用料が4,392万円、直近の加入者で算出しておりますけれども、一般世帯は252、減免世帯が120、事業所が35、公共施設が19ということで合わせて426件のケーブルテレビの利用料です。その下がインターネットの利用料で814万8,000円です。こちらも直近の加入者でしておりますが、一般世帯が182、減免世帯が40、事業所が39、公共施設が7ということで277件分でございます。

次に、歳出の予算書7ページをお願いします。繰入金で一般会計の繰入金でございます。3,911万3,000円ということで、御承知のとおり、利用料だけでは賅いきれませんので一般会計から繰り入れているということでございます。

次のページ、8ページ、歳出にいきたいと思います。一般管理費の本年度予算額が77万4,000円ということで、昨年度よりわずかですが6,000円減っております。次に、維持管理費ですが、8ページの一番下から9ページまで続きます。まず、9ページのほうと、先ほどの資料の8ページを照らし合わせていただきたいと思います。まず、一番上にケーブル施設等の修繕料ということで109万1,000円上げておりますけれども、これは資料に基づきますと緊急対応での修繕料が100万、公用車の車検代ということで9万1,000円で109万1,000円上げております。それから委託料で、これが一番高いんですが、光伝送路及びCATVセンター施設内機器点検業務委託料ということで2,057万円です。これも資料のほうに書いております。村内各地に引き回されているケーブルセンターの機械、また令和6年度からやっておりますけれどもIP告知端末です、タブレット端末等の保守点検などを委託するものでございます。主にNTT西日本に委託するものです。予算書、委託料のファイアウォール機器等交換業務委託料ということで、こちらも資料のほうに書いております。こちらについては2月4日、5日、議会の皆さんには主要事業ということで説明申し上げましたが、令和2年度の入替えから5年が経過しております。耐用年数と保守サービスが終了したことに伴って新たに機器を入れ換えるものです。星印でファイアウォールとはと書いておりますけれども、不正アクセス、悪質なウイルスを防御するために、ここにいわゆる防火壁のような役割を持つセキュリティシステムと書いておりますけれども、そういうウイルスが入ってこないような機器を新たに更新するというところでございます。

次に、9ページの17節備品購入費とあります。撮影機器で17万2,000円。こちらも資料のほうに書いております。GoProという、いわゆるハンディカメラを2

台購入したいということでございます。1台は屋外でも使える防水タイプのカメラ、もう1台は屋内使用で固定してスマホ等で遠隔操作ができるタイプの7万2,000円でございます。写真を付ければよかったです、GoProというのが、よくテレビとかで最近多いのが、芸能人が手に持って写すカメラがあります、それです、GoProというのは。それを購入するというものでございます。あと、施設費では本年度65万7,000円、前年度と変わりません。予備費につきましても10万円ということですが。

以上で、議案第29号の御説明を終わります。

○議長（早田吉臣君） 次に、議案第30号から議案第31号の説明を求めます。黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） それでは、議案第30号、五木村簡易水道事業会計予算書の説明をいたします。

1ページをお願いします。令和8年度五木村水道事業会計予算。総則。第1条、令和8年度五木村簡易水道事業会計の予算は次に定めるところによります。業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとします。第1号、給水戸数305戸、第2号、年間総給水量6万2,963立米、第3号、1日平均給水量172立米を見込んでおります。

収益的収入及び支出、第3条です、収益的収入及び支出の予定額は次のとおり定めます。

収入の第1款簡易水道事業収益は、第1項営業収益、第2項営業外収益、合わせて6,982万3,000円です。支出の第2款簡易水道事業費用は、第1項営業費用、第2項営業外費用、第4項予備費を合わせて6,408万6,000円を計上しております。

続きまして、資本的収入及び支出、第4条です、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めます。

収入の第3款資本的収入、第2款補助金、第4項工事負担金合わせて213万9,000円、支出の第4款資本的支出は、第3項企業債償還金551万5,000円を計上しております。

2ページをお願いします。一時借入金、第5条、一時借入金の限度額は5,460万円と定めます。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第6条です、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定めます。第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

議会の議決を経なければ流用することができない経費、第7条、次に掲げる経費

につきましては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならないことと定めます。第1号、職員給与費715万6,000円としております。他会計からの補助金、第8条、簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,553万8,000円であります。

棚卸し資産購入限度額です。第9条、棚卸資産の購入限度額は1,468万9,000円と定めます。

続きまして、令和8年度簡易水道事業会計の予算実施計画を説明したいと思います。3ページをお願いします。実施計画書です。3ページが収益的収入及び支出についての予算額で、款項目別に記載しております。4ページが資本的収入及び支出についての予算額で、こちらも款項目ごとに記載しております。

5ページをお願いします。5ページは、令和8年度に予定してございますキャッシュフロー計算書になります。年間の業務報告、投資活動、財務活動、それぞれ予定してございます金額の推移を示したものです。4番、資金増加額792万1,431円の資金増加額、見込みでございます。

続きまして、6ページから9ページ、こちらにつきましては担当職員の給与明細書でございます。後ほど御確認いただければと思います。

10ページをお願いします。10ページは、令和7年度の予定損益計算書となります。令和8年度の予定キャッシュフロー及び予定貸借対照表の算定に用いるため、こちら予算書のほうに添付するものでございます。予定でございますが1,352万801円の利益剰余金となります。

続きまして、11ページから12ページにつきましては、令和8年度の簡易水道事業の財務状況を想定した予定の貸借対照表となります。五木村簡易水道事業の資産合計は、11ページの一番下段、右下の4億866万2,686円です。12ページの右下の負債と資本額、合計額も同額です、4億866万2,686円となります。

続きまして、13ページから14ページは、記載のとおり、重要な会計方針に係る事項についての注記及び予定貸借対照表に関する注記。リース契約により使用する固定資産について記載しております。

最後、15ページから16ページには、7年度の財務状況を想定した予定になります、3月31日までです。予定になります、の貸借対照表になります。

最後、17ページから19ページについては、予算に関する参考資料になります。後ほど御確認いただければと思います。

以上で、議案第30号、五木村簡易水道事業会計予算書の提案理由の説明を終わります。

続きまして、最後でございますが、議案第31号、令和8年度五木村農業集落排水事業会計予算書の提案理由の説明をいたします。

こちら、先ほどの簡易水道と同じ公会計でございますので、同じような説明になりますが、御説明いたします。

1 ページ、お願いします。総則。第1条、令和8年度五木村農業集落排水事業会計の予算は次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。第1号、排水戸数52戸、第2号、年間総排水量9,855立米、第3号、1日平均排水量127立米を見込んでおります。

次に、収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めます。

収入の第1款農業集落排水事業収益は、第1項から第2項合わせまして2,991万3,000円。支出の第2款です、農業集落排水事業費用は第1項から第3項合わせまして2,559万3,000円です。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定めます。

収入の第3款資本的収入は、第3項、第4項合わせまして448万5,000円。支出の第4款資本的支出は、企業債償還金750万7,000円を計上しております。

2 ページをお願いします。一時借入金でございます。第5条、一時借入金の限度額は300万円と定めます。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第6条でございますが、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、同一款内における営業費用、営業外費用及び特別損失との間。

他会計からの補助金。第7条、農業集落排水事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,647万8,000円であります。

次に、農業集落排水事業、今予算の実施計画書を説明します。3 ページ、4 ページでございます。これにつきましても、同じく、款項目、記載しております。後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、5 ページをお願いします。5 ページの令和8年度に予定しておりますキャッシュフローの計算です。年間の業務の報告、投資活動、財務活動、それぞれ予定しております金額の推移を示したもので、こちらにつきましては4の資本の増加額、令和8年度は582万8,842円の資金の増加額、見込みでございます、を予定しております。

6 ページでございます。令和7年度の予定損益計算書となります。こちらにつきましては、8年度の予定キャッシュフローの予定の貸借対照表の算定に用いるため、

参考のため添付しているところがございます。予定であります、274万9,873円、一番下に純利益と書いてございますが、こちらが利益剰余金となります。

7ページから8ページ、お願いします。8年度の当会計の財務状況を想定した予定の貸借対照表になります。資産の合計は、7ページ、一番下、右下にあります1億6,699万8,471円です。

8ページの負債の部、資本の部、資産の合計、同額の1億6,699万8,471円となります。

9ページから10ページは、重要な会計方針に関わる事項についての注記ということでございます。こちらも後ほど御確認いただければと思います。割愛させていただきます。

最後、11ページ、12ページ、こちらも当会計の7年度の財務状況を想定した予定貸借対照表です。資産合計、11ページ、一番右下、1億6,935万9,629円です。12ページの右下、負債の部、資本の部、合わせたところも同額の1億6,935万9,629円です。

最後、13ページから15ページについては、参考資料となります。後ほど御確認いただければと思います。

以上で、議案第30号、議案第31号、五木村簡易水道事業会計と農業集落排水についての提案の説明を終わります。御承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（早田吉臣君）　ここでお諮りいたします。本定例会の冒頭、議会運営委員長の報告並びに村長からの提案理由にありましたように、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、議案第9号、五木村一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第15号、令和7年度五木村一般会計補正予算（第6号）につきましては、申出のとおり先議をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君）　異議なしと認め、承認第1号、議案第9号、議案第15号につきまして、先議することに決定しました。

-----○-----

## 日程第2　先議案件質疑

○議長（早田吉臣君）　日程第2　先議議案の質疑を行います。

承認第1号の質疑を行います。予算の専決処分に関する質疑です。予算書の歳入、歳出、合わせて行います。

歳入6ページ、歳出の7ページ、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（早田吉臣君）　それでは、質疑なしと認め、これで承認第1号の質疑を終わり

ます。

次に、議案第9号の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは、質疑なしと認め、これで議案第9号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。50分まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時39分

再開 午後1時50分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第15号の質疑を行います。

これは、補正予算の質疑ですので歳入、歳出分けて行います。

歳出の18ページから行います。質疑ございませんか。

なければ、次に進みます。19ページ、ございませんか。

次に進みます。20ページ、ございませんか。10款の企画費です。

なければ、次へ進みます。21ページ、ございませんか。生活交通対策から地域おこし協力隊。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 21ページの村おこしの減額になっておりますが、これは大事な国策の一端として、そしてまた地域の衰退を呼び起こすという意味で政府もやっているわけですが、数が少なかったから減額されると。先の見通しはどうかお尋ねをいたします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） それでは、地域おこし協力隊事業の減額について御説明させていただきます。

当初は10名の方の募集を計画しまして予算を組ませて、6,000万ほど組ませていただいたところでございます。募集を行ったところでございますけども、1年間を通して約2名の方の雇用しかできなかったというところで、今回、残った分について減額をさせていただいたところでございます。

こちらにつきましては、村のホームページ、あるいは全国の地域おこし協力隊の募集を行っているところのホームページ等を活用しながら応募を行っているところでございますけども、全国的に、現在、全国で7,000名を越える方々が今、地域おこし協力隊員として活動されておりますけども、なかなか、よそも募集をしますけ

ども、なかなか手が上がってこないというような状況で、五木村のほうもそういう状況でございました。令和8年度も予算のほうを組ませていただいておりますけども、いろんな10の職種、10名の方を募集を計画しております。しかしながら、予算のほうは若干抑えさせていただいて、多くなりましたら補正予算のほうで対応させていただきたいというふうに思っておりますけども、令和8年度、先の見通しということですけども、今、8年の5月から1名来ていただくというようなところで、今準備のほうを進めさせていただいております。

また、それ以外にも、今現在募集をしておりますので、いろんな方にお声かけをしながら協力隊のほうを充実させていただいて、村内の関係人口のほうを増やしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 重ねて申し上げますが、今、どこの農山村も非常に厳しい状況におかれております。ですから、地域おこしと、若者が地域に入って、そして新しい感覚で村おこしのアドバイザー、そしてまた、自分で率先してやるというのが大きな狙いがございます、10名を予定しておったのが2名しかいないというようなことですが、やはり、これははまってですね、やっぱり、誰でもいいというわけではいかんと思いますから、優秀な人材を確保して、五木村ではこういうふうに若者が地域おこしをやって村の活性化に寄与したというような1つのモデルケースでもですねやってほしいと思いますが、来年度、取組については、今お話を聞かせていただきましたが、ぜひともはまってやっていただかないと地域の活性化はできないと思いますのでよろしく願いしておきますが、その覚悟は、当初予算は説明をいただきましたけれども、はまってやっぱりやっていただくという覚悟をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後1時58分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 今、3番議員のほうから御質問と、あと、はまってやってほしいという激励の言葉をいただきました。令和8年度の予算のほうも計上させていただきます。できる限り多くの隊員の方に来ていただいて、村内に居住していただいて、地域の課題解決等も図りながら、また、村民の方と交流をして

いただきながら地域活性化に取り組んでまいりたいと、一生懸命公募のほうも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） ほかに、20ページ、ございませんか。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 今の予算の関係でお尋ねをしたいと思います。当初10名予定をしておいて、結果的に2名しか来られなかったということで、今回4,500万の減額ということですが、過去にはかなり協力隊の方、来られたこともあります。今回、応募が少なかったというのは何か原因とか何か分析されたのかどうかと、今後の対策も踏まえてですけれども、何が原因だったのかなというのは担当課のほうで何か分析されたのかちょっとお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長。

○ダム対策課長（土肥整二君） 地域おこし協力隊の応募も少なく、分析等も行われたのかというお話でございます。

これまで鳥獣対策のほうで、7年度当初は2名ほどいらっしゃいました。1名の方はやっぱりちょっと将来のことを考えて転出をされたというようなところ。また、昨年10月には森林整備の関係で林業の関係で1名入ってきていただいているところでございます。そういった中で、なかなか、応募をしてもなかなか手が上がってこないというようなところで、全国的に同じような募集がかなりあっているところでございます。

村としましても、いろんな支援等を行いながら募集をかけているところでございますけれども、さらに募集の仕方あたりをブラッシュアップして特色のある内容等で募集をかけていこうかということで今回は考えておまして、そういったところも応募が多いところとかそういうところのお話も少し聞いてはおりますけれども、いろんな募集の仕方、これまでホームページ、あるいは全国の協力隊の募集のホームページ等を活用してきましたけれども、それ以外のコンテンツあたりも活用しながら応募を、魅力ある募集の仕方をやりながら応募をしていきたいというふうに考えております。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。そうしたら、次に進みます。22ページ、ございませんか。戸籍、住民登録です。

なければ、次に進みます。23ページ、ありませんか。参議院選挙と指定統計です。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 23ページでよろしいですか。ここに参議院で12節の委託料で掲示設置とか撤去がございしますが、お尋ねですから、掲示板の箇所とか、よその自治体では選挙自体の工夫もされているところがございます。今回は撤去とか設置ですから、これはまた五木管内を見た場合に設置場所の新たな簡素化じゃないですけ

どもうちょっと工夫が要ると思いますが、そのあたりを前回は聞いたんですが、県の選管に一応そういうことを言っているということで、これはもうちょっと言いづけてもらって、そうしないとかいうのがまた出たら、補正ですので、そういうやりくりをまた将来するのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 竹村総務課長。

○総務課長（竹村文秀君） お答えします。

いつの議会でしたか、中村議員のほうから御質問がありました。そのときは、実は選挙が半年に一度ぐらいあっていて、その期間で、38カ所看板ありますけども、どうも半年でいろいろ県とのやりとりが難しいというのをお答えした記憶があります。

今回、衆議院選挙も前倒しとかありまして、実は今年の衆議院は6月ぐらいかなと思っていたんですが早くなったということで、令和8年度は選挙がとりあえずない予測です、衆議院とか解散しないかぎり。今回、1年間ぐらい余裕がありますので、まず投票所を少なくできないか、看板の設置場所も少なくできないかというのを令和8年度で考えていきたいと思います。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。なければ、次に進みます。24ページ、地籍調査と民生費になります。ございませんか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 老人福祉のことでちょっとお尋ねしますが、高齢者の世帯、日常生活の支援事業に100万、つかったらん、これは健康であるということですか、それとも申し込みがなかったとかいうことですか。いいことだと思います、医療費が要らないということは。福祉の支援事業が要らないということは非常にいいことだと思いますが、どういう環境でしょうか。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

高齢者世帯日常生活支援事業の助成金についてのお尋ねでございます。この制度の内容につきましては、村内に住所を有する後期高齢者、75歳の高齢者のいる世帯に日常生活支援に活用できる利用券、クーポン券を1世帯当たり3万円を配付し、シルバー人材センターから必要なサービスを受け、対象者はシルバー人材に労務の対価を利用券で支払うというものでございます。

この実績についてでございますけども、今年度は対象者が230名の対象世帯がございました。そこで1世帯当たり3万円のクーポンを配付したところでございますが、今年度に当たっては利用率というのが45%ということで、なかなか伸び悩んでいたところもございます。利用をされない方については、自分たちで日常生活の身の回りのことについてはやりたいんだという方もいらっしゃいます。そう

いうのも含めたところで利用率については、令和7年度については45%であったということでございます。

できるかぎり、せつかくの事業ということでございます、令和8年度についてもできるだけ多くの方に利用していただきたいということで、新年度についてもこの事業を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。なければ、次に進みます。25ページ、ありませんか。

○3番（西村久徳君） 予防費の中でですねがんの検診の委託料というものが減額されております。今3人に1人の割合でがんが発生している、国民調査で。これは希望がなかったわけですか。五木の人のがんの予防に興味がないんですか。宣伝が足らなかったんですか。そのへんを説明を願います。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） がん検診の業務委託料の減額の200万円についてでございます。がん検診の業務委託については、当初については1,150万円ほど予算を組んでおります。結構大きな数字でございます、要求でございます。その中で、がんについては小さく細分化で分かれております。胃がんでありますとか超音波でありますとか肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、骨密度、前立腺、肝炎、そして各医療機関ごと、いろんな医療機関がございます。その検診の種類もいろいろ種類が多くありまして、それについて1つ1つ積み上げで今回、当初予算を計上させていただいたところでございます。

申込者のほうはそれなりに、この金額でございますので大変多くの方に利用いただいているところではございますけれども、どうしてもそれぞれ細分化しますと、実績によってどうしても不用額というものができております。この額の確定については3月末までかかる見込みでございます、現在のところ、概算で200万円を減額をさせていただいているというところでございます。事業がそれぞれに細分化しておりますので、その分を実績で今回減額をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ほかに、25ページございませんか。7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） この保健衛生総務費のですね需用費と工事請負費で、需用費のほうで診療所のホールの照明の取替修繕が10万1,000円上がっております。もちろん多分診療所の照明器具の電球が切れたので修繕するということはわかります。次の工事請負費で診療所のトイレの手すりの取付工事、これは今まであったものが突

然壊れたので修繕するための工事なのか、今回新規に取り付けるのか。

例えば、こういうものは新規に取り付けるよりかですね、こういう必要なものであれば、当初予算もあるしですね、壊れたから今回、3月ももう半ばになってきた中で改めてする、そこのところをちょっとお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 高田保健福祉課長。

○保健福祉課長（高田孝浩君） お答えいたします。

診療所のトイレの手すりの設置工事についてでございます。これについては新規でございます。これについて要望等が診療所のほうから、今年になりましてお医者さんとどうしても、看護師も含めてですけれども、トイレに手すりがないと、患者さんからそういう要望がありますということで、診療所からの要望により、今回、手すりの工事ということで計上させたところでございます。

当初に計上というところもあったんですが、当初にはちょっと時間が間に合わなかったというところもございましたものですから3月で、早急に実施したいということで計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 7番、豊永議員。

○7番（豊永勝彦君） もちろん必要なそういう設備の取付とかですね改修あたりは必要なことでございます。そういうのは普段からですねそういうふうに現場のほうとお話をしていただければそういう御意見もあろうかと思っておりますので、今後、そういう必要な整備については普段から、当初予算でも間に合うようなやつは、そういう意見のほうもですね現場と打ち合わせをしていただければと思います。

以上です。

○議長（早田吉臣君） では、次に進みます。23ページありませんか。6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 26ページの環境衛生費でございますが13節の使用料及び賃借料で、散水車のリース、これはちょっと確認ですが、ひょっとすれば梶原の水不足による散水車をリースしたということですかね。いろいろなケースがあると思いますが、かなり長期にわたって地区の人が散水車を借りられて使用しているわけですが、水不足のめどといたしますか、ずっと将来的に、いつかは多分あそこの水道のタンクもいっぱいになると思いますが、どういう見通しを持っておられるのか。

それと、今、水を汲んで梶原地区のタンクに一日五、六回、多いときには8回とか行かれるそうですけれども、水質とか飲料には多分向いていないと思いますが、そのへんの調査もしてあるのか。

そしてまた、やはり地域に寄り添った、水のことですから、どう考えておられるのかちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

環境衛生費の使用料及び賃借料、リース料のことで、今回、散水車のリース料ということで72万6,000円計上しておるところでございます。6番議員おっしゃられたとおり、これは梶原地区の、今、緊急的に水不足を解消するため散水車でもって水を汲み上げて、その地区の配水池のほうに補充をしているというところでございます。

まず、状況から御説明いたしますと、1月に、それも日曜日に連絡があつて水が足りないというところで、1月から2月、3月というところで緊急的にリースをして水の補充補給を実施したところです。

原因としましては、1月のほうにつきましては凍結で屋内、それぞれ家の蛇口です、ね、台所、浴室、手洗い等々、最大で1件当たり3カ所あたり凍結防止で水を出すというのが1つと、2月になると、やはり年間で一番湯水があるということで水の絶対量が少ないというところがございます。それと、もう1つが地区の原水、取水の箇所が2カ所ございます。1カ所がライナープレートを掘って、そこに集水で水を集めるものと、旧来からある、細いながら使っている箇所がございますが、旧来使っていた箇所も保温ホースで引っ張っておったところですけど、そこも凍結してしまって補充がないということで、この3つの原因で少ないというところがございます。

見通しとしましては、もともと梶原地区からは水が少ないということで要望が出ておりましたものですから、今年度、7年度に改修工事の予算を上げさせていただいているところです。ようやく今年度、工事用道路、管理用道路ということで管理用道路の工事が終わって、2月に施設の改修工事の入札を行いまして業者が決まったところがございますので、3か月でできるものではございませんけども、早急に仕上げていただきたいというふうに思っていると同時に、業者の方には、もしかしたら地区のところが漏水しているんじゃないかというところで調査のほうもお願いするところがございます。

見通しとしては以上でございますが、実際、今、散水車でユリ滝ですね、下梶原のほうのユリ滝、約8キロ見込んでおります。そこから4往復ぐらいするわけでございますけども、そこから谷水を汲み上げるということで衛生的に大丈夫かというお尋ねがありました。これにつきましては、地区の方に確認したところ、ユリ滝から水を使う分についてはお風呂とか手洗い、そういったものに使うと。ただ、飲み水については、散水車の前に吐合地区の水道施設から汲み上げていたので、飲料についてはそっちからするので大丈夫だというふうな回答を得ているところがございます。

ます。

以上でございます。

○議長（早田吉臣君） 6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 今、課長もおそらくというか重々、この件に関しては努力をされておられるので私もわかるんですが、かなりやっぱりもう1月から3月、長期間になっております。やはり梶原地区の人たちも口にこそ余り出されませんが、やはり昨今の物価高騰は置いておいて、労務費とかいろいろ、梶原地区の人たちが二、三人でやりくりをして水を汲んで、またタンクにということでございます。

この予算書の上の需用費で燃料費があるですよ。これも散水車の燃料ということで理解して、なかなか経費をがつつり村にばかり頼るというのもちょっと、でも村にしか頼れないという実状がありますので、早く漏水とかいろいろ、まだまだ十分に調査をしたら、これだけ今まで入れておるのに、なんで次の日はかなりタンクの中が空に近くなるそうです。だから、そういうのを早めに調査をしていただいて、早く梶原地区の不安を解消してもらえばなと思うんですが、また再度、そのあたりも、いつまで使わんばんとかというのもあるので、いつになったら満タンになる、水に不自由しないという確信が今現在言われないでしょうから、これは補正ですから新年度にはひよっとすれば散水車とかいろいろなもろもろが多分経費が出てくると思いますので、そのあたりも、梶原地区の皆さんの心情を少しでも軽減されるようにちょっと答弁をよろしくお願いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

梶原地区の水道の水が少ないという事例は、3年ほど前に一度発生したところでございます。そのときは、今の時期、ちょうど3月ぐらいには復旧したということで聞いておりますので、その事例を先例を持って、今回の3月ぐらいには回復するのかなと思っていたところです。そうしたら、今、6番議員さんもおっしゃったように、状況としては、私も地区の方に先週確認したら、まだ水が余り十分じゃないという話を聞いたところでした。

すみませんが、今回上げさせているのは1月、2月、3月分ですもんねというような回答をしたところでございますけども、なかなか見通しはどうかと、地区からの不安もいただいたところですので、今回の、まず水が少ないというときに散水車も緊急には取れなかったときに国土交通省から、相談して国土交通省の現場にそれがあつたということで2日ほど応援に手伝っていただいた経緯もございます。

今回、梶原地区の改修工事も、中尾建設というところが落札したところでございますけども、そちらに散水車でも応急の場合はお願いしたいというふうに思ってい

るところです。

○議長（早田吉臣君） ほかにありませんか。なければ、次に進みます、26ページです。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 農業振興費の委託料で新規作物開拓検討業務委託料、今回38万8,000円の減額になっておりますけども、これの検討した中身ですね、どういうふうになったのか、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

新規作物開拓検討業務ということで、こちらにつきましては令和7年度におきましては夏秋イチゴの団地化を進める中で、団地化の行い方、また、皆さんが興味を持つような栽培方法で現状等を踏まえまして、どういった内容で進めていくかということで検討させていただきました。

こういった中で、現在、もちろん協力隊を募集しまして人づくりから進めようというのも1つありますけども、令和7年度において、現在生産されている方の関係会社、いろんな会社が、流通の会社であったり、資材の会社であったり、そういった会社の方々が今、法人までいくかわかりませんが、そういったものに参入したいというようなお話があって、どういった生産方法がみんなのできるのかというような農業面のお話を調査させていただきました。

そういった中で課題として残ったのは、もちろん各社、会社法人ですので、会社としてどういう参入ができるのか、こういったものを今後さらに検討しなければならないということになりまして、これにつきましては令和8年度、また、企業誘致とかそういった面も含めて会社のほうに参入いただきたいということで継続して進めたいと。今回につきましては、そういった農業面からどういった対応ができるというのを調査させていただいて、そこまでは至らなかった予算を減額させていただいているところです。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。なければ、次に進みます。27ページ、林業総務費。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 林業振興費の中でですね6,400万も、五木村は林業の主産業があるわけですけど、その中でですね600万も有害駆除の補助金が削減されていますね。これは頭数が減ったということですか、それともこれだけの、1万円ですか1頭に対する、この精算がこうなったということですか。ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

こちらの有害鳥獣捕獲補助金につきましては、令和7年度予算当時は五木村の鳥獣被害防止対策計画に載っておりますシカ1,600頭、イノシシ400頭、猿50頭、アナグマ300頭、こういったものを捕獲するという計画のもとで予算化をさせていただいております。ただ、これはマックスの金額でございますので、それにつきまして実際捕れたのがシカは1,430とか、イノシシが170とか、そこまでは至っておりませんので実績に応じて減額をさせていただいたものでございます。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） ここにですね、やっぱり林業振興費の中でJクレジットのことが載っておりますが、ここでJクレジット販売促進業務委託料が50万減額されておりますが、Jクレジット自体ですねなかなかわかりにくいものいっぱいあるんですが、これは前からももっと村民の方に分かりやすくするような資料でもということをお願いしておったんですが、この50万の減額、Jクレジット環境のあれですから下がるのはおかしいなと思ったんですが、そこらへん内容をですね、50万下がった理由と今後の見通しとかもですね含めてちょっと説明をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、Jクレジットの内容がわかりにくいということで以前も御協議いただきました。これにつきましては区長会で産業課だよりに記載しまして報告いたしておりますし、林業関係の会議等ではいろいろ御説明をさせていただいております。五木村振興計画の中にも記載させていただいているところでございます。

今回の減額につきましては、実際Jクレジットを買っていただいて財産収入となる場合に経費がいろいろかかります。第三者を通じてした場合は手数料とか、また、販売促進、PRとかそういったものをする場合には委託料、今回落としておりますけど、委託料とかが発生するというので、今年につきましては、実際動いた中でそこまで経費が要らなかった分を、今回削除させていただいているところです。旅費とかそういったものも実際いっていない分もありますので、今回減額をさせていただいております。

来年度以降も一応計上させていただいておりますので、なるべく費用を使わずに取得ができればとも思っておりますけども、これは必ずこれを出さなければいけないという経費ではございませんので、令和7年度につきましては不用だったということになっております。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。27ページなければ、28ページにいきます。1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 商工費の中の12の委託料のところにですね村内公園桜てんぐ巢

病の除去業務委託というのが500万削られています、これはてんぐ巣病というのはかなりの桜があってですね、まだ、私が見た感じではてんぐ巣病がまだ取れていないところも大分あるみたいに思うんですが、これはどういうことか、例えば村が管理している公園だけをしたのか、何でこういった予算が残るのであればもっと取るべきところがあったんじゃないかなと思うんですが、そこらへんはどうなっているんですか。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

てんぐ巣病の除去につきましては、まずは調査をさせていただいて、村の公園、また道路、こういった代替地、こういったものを調査させていただきました。その中で一番ひどいというか、軽微なところはその関係者で駆除をするということでさせていただいております。ただ、大きいところが国県道沿いがかなりありまして、ここにつきましてはなかなか村の管轄ではないため、村がなかなかそこに手を出しますと村内全域という形にもなりますので、現在、道路管理者と令和8年度に向けて協議を進めるということで話をさせていただいているところでございます。そういった面で減額させていただいております。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 幾らぐらい予算を組んで500万余ったわけですか。全然やっていないということじゃないでしょうか、大分やったとは思いますが、そこらへんは幾らの予算に対してこれだけ、500万残ったのかですね、ちょっとそこをお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

令和7年度につきましては実質的に調査と若干の撤収を行った分でございます、委託としましては500万組んで、委託では発注しておりませんので全額、今回落とさせていただいております。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 500万予算を組んで500万使っていないということは仕事していないということですよ。それは何のためにこういった予算を組んだかということになるわけですよ。やっぱりてんぐ巣病というのは、桜というのはどこの公園にもどこの道にもある、人気のある花ですが、せっかく予算を組んであるんだっただすねもうちょっとやっぱり、極端に言えば横手公園とか瀬目公園とか、あれは村のものじゃないのかな瀬目公園はですね、だからそういったところもですね、例えば県が管理しておったら県からその分をいただいてでも、予算を組んであるからさせ

てくれというふうにしてやっても私はいいと思うんです、村内にある桜だからですね。やっぱりある程度、せつかく予算を組んであるのにやっていないというのは私は本当もったいないと思います。これはやっぱり今はですねシルバーあたりもやらないんですよ、危ないということですね、高いところになりますからやっぱりいろんな事故が起きていますからやっぱり最近では専門の人じゃないとですねなかなかできない作業になっております。そういうことでぜひ、今後もですね予算を組んで、これは水上あたりも桜祭りとかやってやっていますけど、何千万と使うそうです、年間には。それだけ維持管理に係るわけです。ただ植えただけでは駄目ですから、そこらへんを、予算を組んでしなかったというのはちょっとこれは問題ですよ。ですからやっぱり今後のこともありますから、ぜひですね今後のことを含めてですねもう一回きれいに調べて、村のものだけじゃなくて、県、国からその分もらってもするぐらいの気持ちがないとですね、完全に村のものだけだということじゃなくてもやっぱりそこらへんを含めて、今後の意気込みというか、これに対してどんな考えを持っておられるかお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

まず、今年度、7年度につきましてはそういった調査をまずさせていただいて、御存じだと思いますけど、一番ひどいのは元井谷の公園です、そういったものも含めて、なかなか全体をするというのは、国・県も予算の管理もございますので、一応協議はさせていただいておりますので元井谷につきましては、次年度、県と協議しながら、また国もいろいろ関わっていてもかまわないというような回答をいただいておりますので、そういった面で進めていきたいと思っております。

今回はお金のやりとりを県とかやるのもなかなか厳しい面もありましたのでこういった形で、村での委託発注は行っていないところで、調査と簡易的な除去はさせていただいたところでございます。

○議長（早田吉臣君） ほかにありませんか。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 私は道の駅の管理費についてちょっとお尋ねをいたします。道の駅の管理支援金という、新たに出てきております。どういう支援金かわかりませんが、話に聞くと、この前の全協の説明会では赤字だから補填をしていただきたいというお話でありました。これは親方日の丸式の商売ではですね村の財政は行き詰まりますので、例えば宮園に商店があります、地域の皆さんはお年寄りなんかは買い物は随時の場所であります。そこには例えば3人の店員がおりまして、村にも地域にも援助をしてくれということはありません。自助努力でやっておられるようでございます。下に下ると竹の川もそうですが、商店街の経営というのは非常にどこ

も厳しい、これは五木だけではなくて県内どこも山村の商店街は厳しいわけであり  
ます。

そこでですね道の駅の改良をやって集客を集める、そして売上を伸ばす、人件費  
がかからないように、採算が合うようにということで相当な額を昨年度開業したわ  
けであります、ここに出てきておる五百数十万というのはですね10年になりませ  
んが、村に1,600万予算がこういうふうに出てきました、赤字だから。そのときの  
議会で修正をしまして貸付と、そうしなければ自立心が損なうと。赤字が出たなら  
補填、赤字が出たなら補填するとこれは切りがないということで貸付をしたわけ  
であります、修正をしたわけです。そういうようなことですね、今、どこの商店街  
も非常に厳しいわけです。例えば球磨村のホテル、温泉、売店、厳しいわけです、  
今非常に混乱をしております。相良も非常に混乱をしております。山江も温泉セン  
ターをはじめ、混乱をしております。そういうことですね村内全体の商店を眺め  
てみて、あるいは購買力を今度は五木にお客さんがどんどん来て、宣伝もし、いい  
ものを売る、そういうアイデアというかそういうものがなくて、どうせ損したなら  
村に出してもらおうという安易な気持ちで商売は成り立たないわけです。ですから  
こういうことで私はこの件についてはもっと慎重にやるべきではないかと思いま  
すが、この支援金という項目はどこから出てきたんですか、赤字だから支援金を願  
いしますということでの一言ではですね私は将来、行く末が危ぶまれるというふう  
に思いますが、担当はどうですか。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今回のこういった経緯につきましては前日の全協で御説明をさせていただいてお  
ります。そのときにも、説明の中でお話をさせていただいておりますけども、まず  
は先ほど議員からありましたとおり、現在、商工業厳しい状況はどこも一緒です。  
そういった中で特殊な指定管理という施設を管理しながら、五木の状況に合った販  
売方法をするという特殊な位置づけでございます。こういった中で運営する中は、  
開業からずっと厳しい中で行ってきているのは御存じかと思えます。

そういった中で、先ほどあった貸付も行った経緯がございます。その中で、先日  
も御説明いただきましたけども、今回の内容につきましては、もちろん運営が厳し  
いことについてはそのとおりですけども、それに至った経緯を昨年度の決算から調  
べさせていただいて、その原因としまして一番ひどいのが、前日も御説明しまし  
たけども、昨年10、11、12、この繁忙期の収益が5割から7割と、この原因が村が  
行いました改修工事でのちょうど繁忙期、仮店舗での営業というのが一番の要因と  
なっております。こちらが昨年度の決算にかなり影響しまして、昨年度は800万ほ

どの赤字で決算が終えたと。そういった状況でスタートして今に至っているということでございますので、今回協議したり、村のほうで検討した中では、そういった村の対策が、昨年度の対策がちょっと至らなかった、そういったものを今回、村として責任を負ったほうがいいのではないかとということでこういった予算の計上をさせていただきますところでございます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 商売というのはなかなか難しいもので、お客さんが来て買い物をしてもらわないと売上ができないわけですが、そういうことで環境をよくしようということで去年は相当なお金をかけて改築をしております。

第三セクターが抱えておるものは道の駅だけでなく温泉センターとか、あるいはあそこに夢唄の食堂も配置しておる、それから下のホテルも3月いっぱい中止と、それからシイタケ等もあります。ヤマメは手を離れたというようなことですね、どこが一番赤字の原因になっておるかという私どもは知らないわけですね。この間ちょっと説明は受けましたけれども、どこが一番赤字のポイントになっておるか、それが究明されましたか。このまま行きますとですね普通の会社なら倒産ですよ。指定管理を2,300万も出しておるわけでしょう。その見積もりは担当でして、議会は認めておるわけですよ。そしてまた、今回は550万という、そして前はそのようなことで出たけれども、議会は認めない、貸付ということに最終的にはなったわけですね。前は貸付に変更した、今度は手取り早い話だと助成打ち呉れ、こういうことではですね行政としても、あるいは議会はもちろん村民がおるわけです、後ろには。損すれば村が出してやるというような安易な考えは持ってほしくない。私は少なくともですね、やはりこれは村長が第三セクターの理事長でございます、私どもも出資者であります、出資者にも相談してですね、こういう打開策をすべきじゃないですか。いきなり議会に補填をとすることは余りにも軽率じゃないかというふうに思いますが、村長どうですか。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、西村議員のほうからるる御質問をいただきまして大変ありがとうございます。今、土肥課長のほうから答弁がありましたように、前回の全員協議会のほうで詳しい話は説明させていただいたところでありますけれども、改めまして御説明を申し上げたいと思っております。

今、議員のほうから単なる赤字だからという話ではございませんで、この経緯については十分、今、土肥課長のほうも説明がありましたけれども、例えば指定管理をしている事業者、これは子守の唄五木第三セクターとありますけれども、その事業所

が単なる赤字だから村が補填をするという気は毛頭ございません。その中で、先ほど議員がおっしゃいました指定管理料については、温泉等の燃油、人件費等の指定管理の負担がしてございます。これは物産館には入っておりません。

その中で、今、土肥課長が申しましたように、令和6年度に改めて令和7年度の4月のオープンを目指して物産館の改修をした経緯がございまして。これは、指定管理者には何の関係もございまして、村の方針として物産館の改修に至ったわけがあります。そのときに、ちょうど繁忙期の9、10、11月、12月が温泉の施設のほうで道の駅と離れた分流型で物産の販売をした経緯がございまして。そのときの売上のデータが出ましたのが昨年6月の株主総会の決算期でございまして。そのときのデータを見ますと、例えばの話でございまして、これまでの11月、一番、道の駅等で物産が売れるときでありますけれども、そのときの数字を見ますと、過去2年、また今年、令和7年度を見ますと、令和6年度の落ち込みが非常に顕著に表れております。例えば令和4年11月には1,563万9,000円を売り上げております。令和5年度11月には1,513万円売り上げております。改修期の温泉のところでは仮物産をいたしましたときには1,980万円、500万円の売上が落ち込んでおります。昨年の11月でございまして、売上につきましては1,559万6,000円、過去2年間、そして7年度を見ましたときにも平均で1,500万を超えて順調に売り上げております。ちょうど温泉の横で、その事業所に仮営業をしていただいたときに500万の落ち込みがあったということは事実でございまして。また、過去の10月につきましてもそういう落ち込みがあったということで、それについてはおおよその300万、400万の落ち込みが数字的に出ております。

これは、事業所がそういう経営怠慢でやったという話ではございまして、そういうものについてはしっかり村のほうで施設をしたということで、それについてはしっかり村も責任を取るといいますか、事業所と話し合いをしながら支援をしていくということもございまして。それについての名前が維持管理支援金ということで、今回補正に上げさせていただきます。

今、西村議員おっしゃいましたように、基本的に道の駅の運営、また温泉の運営、下に宿泊施設もございまして、そういう中で一番肝になりますのは物産館の営業であります。これは、設立当初の意味からしましても、その趣旨については道の駅の中で五木村のいろんな生産者の方が物産を持ち込んでいただいて、そこで少しでも所得を上げていただいて、それをまとめて販売するエリアとしてあそこは整備されたというふうに思っております。令和6年度の移設がなかった場合といえますか、想定したときにはどうにか自前でしっかり経営はやってございまして、とんとんではありますけれども経営はやらせていただいております。

先ほど話に出ましたような、村のほうから借入をしたということについては1回も停滞することなく毎年125万を返済しております、そういうのを踏まえて出荷協議会の皆さんとも一緒になって経営に当たっております。

将来の見通しから若干申し上げさせていただきますと、やはり、今の時代に合ったような物産館の経営というのを私ども目指しておりますので、そこは指定管理を受けている事業所とも一緒になってこれから検討していきたいということでありまして、今回の補正に上げております550万の維持管理支援金については、そういう事情の中でやっておりますので、一商店、一事業所が赤字だったから村に応援してくれという趣旨のものではございませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 今、それぞれの道の駅の売上、あるいは温泉の売上、村長から聞いたわけですが。それじゃどこに赤字の原因があるのかですね。どこに原因があるのか、集客が足りないのか、宣伝が足りないのか、これは明日一般質問で私も出ておりますので論議をいたしますが、しかし、25の補正の審議ですので省略しますけれどもですね。やはり議会はこれを認めるか、認めないかということに絞ってくるわけです、最終的には。私どもも初めて聞いた話で、どこに原因が、赤字の原因があるかということをしつかりと踏まえた中でやはり審議をし、決断をし、助成するならば、しないならしないということを最終的に議会は決断するわけですので、やはりそういったものをですねつぶさに我々には説明をすべきではないかと思ひますが、どうでしょうか。私ども、それを否定して反対とか賛成するわけとか、やはり謙虚な気持ちで将来にわたっての判断を踏まえて決断をしなきゃいかんわけです。そして、周囲の商店街、村民から見る目を判断しながらやっていかなきゃなりませんからお尋ねをするわけです。場合によっては道の駅でも第三セクターの努力が足りないんじゃないかという話もありますし、いろいろ村内外には話があるわけですので質問をするわけです。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

今、赤字の原因というお話がございまして、それについては指定管理をしている第三セクターのほうからいろいろ事情も聞きながらということで整理をしているところでありまして、それについては私が思ひますのは、先ほどの全員協議会のほうでも時間をかけてゆつくり御説明はしたというふうに私は覚えております。本会議ではなかなか時間がかかりますので、そのためにも全協でお話をさせていただきましたけども、やはりこの数年、例えば令和に入ってからちょうど8年目に入りますけども、そのときの人件費と今の時間給の上がり方、それとまたいろんな物価高騰、

そういうものについてすべて物産館の中におりますのは商品につきましては商品の価格にそういう人件費、またいろんな資材の高騰分の値上がり分を価格転嫁していないというところがございます。

特に物産館におきましては、出荷者の皆さんが搬入いただいて、それぞれ値段を決めていただいて、その利益の10%、15%で道の駅は運営しておりますけども、そういう中におきましても設立からあそこに設置をいただいて20年弱経ってきますけども、やはり出荷協議会の皆さんにつきましてはデータの右肩上がりでありまして、特に出荷協議会、これは村内、村外合わせてありますけども、特に令和5年には6,600万の皆さんのお金が行っております、これは出荷した皆さんに行っております。令和7年の推計を申し上げますと7,000万円に到達するというので、出荷者さんの皆さんについては右肩上がりですっきり農産物を持ってきていただいたものについてはそれをお金のお返しをしております。

といいながらも、中の経営母体である事業所については、そういうものの価格転嫁ができていないものがございますので、それについてはなかなか人件費についても職員の方には辛抱いただいておりますし、そういう中で特に先ほど申し上げましたような施設の営業的に、やはり道の駅のトイレの横にある道の駅機能の中の物産館というのはこれまで順調に売り上げておりましたけども、令和6年度、仮店舗営業での温泉の横の施設の仮店舗営業等についてのマイナスが非常に響いてきているということで、それについては御支援をお願いしたいということでございまして、物産館単体で見ますと、赤字についてはそういうものだというふうに私は理解をしております、それについては先ほど申し上げましたように、村、またその指定管理者の事業所、そして出荷協議会の皆さんと一緒に、今後のやり方、また運営の在り方等についてもしっかりと協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 質疑は3回終わっております。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時00分

再開 午後3時01分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます  
6番、中村議員。

○6番（中村俊也君） 私は、一番上の水産業費でございますが、ヤマメの給水施設の改修工事450万ほど減額。この資料によれば1,000万円予算化をしていたのが、変更で550万。この550万で、当初の目的である給水施設改修工事は完了したのかどうか

ちょっとお伺いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今言われた件につきましては、現在の給水施設と合わせまして、何らかがあったときにということで2カ所の給水施設を設けるという計画で実施しておりました。

その中で、場所は一応2カ所を確保したんですけども、その内容につきましては、利用者また工事受注者と協議しながら進めていった中で今回、精算して減額となったということです。水物ですので、これが最後なのかというのはなかなか難しいんですけども、一応、皆さんの理解の上では今回の工事が終了したと判断しております。

○議長（早田吉臣君） ほかにありませんか。28ページ。2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 1点確認をさせてください。先ほどから話のあった道の駅の管理支援金の話ですけども、内容については村長からいろいろお話があって、担当からもお話があって、内容についてはよくわかりましたけれども、今後の道の駅に対する支援の在り方といいますか、先ほどから話があったように今後も人件費、資材費等の高騰が予想されます。そういったときに、またトータルで資金が足りなくなったという場合の対応、それと、今回こうやって550万の支援をされるんですけど、道の駅に対しての指導の在り方、経営の方針とかそういったものについてどう考えておられるのか。例えば今後指定管理を増やすのか、それとも、仮にですよ、またこうやってお金が足りなくなったといったときに、また支援金が出てくるのか、それとも管理委託料を増やすのか、それとも経営努力を促していくのか、そのへんのところをちょっとお考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下文二君） お答えいたします。

先ほど西村議員さんのほうからいろいろ質問をいただいて、その経緯については私のほうから答弁をさせていただきました。今、黒木議員さんのほうからは、これから先にどうするのかと、また、そういう物価高騰いろいろこれからも想定されるときにどういう関わりを持って道の駅とやるのかというお話でございます。

指定管理等については、令和8年度いっぱいでございます。3年間のそれでやっています。その中で当初予算のほうにも費目を上げておりますけども、道の駅の横にトイレのほうを県が整備していただいて、大変、従来のトイレからしますと1.4倍ぐらいに大きくなっておりまして、また部屋数も増えたということで、温水便座にしる温水が出るということで非常にあそこの管理と、また掃除等についても職員と関係の皆さんでやっていただいておりますけども、そういう負担についてという

ことで今回、予算組みを若干させていただいております。

根本的な道の駅の物産館、出荷協議会の皆さんとのこれから先の協議等についてはしっかり指定管理をされている事業所、それと物産館出荷協議会の皆さん、それとあと行政のほうも村のほうも一緒に入って、どういう在り方が今後一番、時代に合った中で妥当なのか。そして一番、私はやはり出荷者さんに、先ほども右肩上がりで6,500万、今度7,000万にお金は増えていると、来客数も増えているという状況の中で、そういうものを例えば100%民間の施設、そういう公募をしてやるといったときに、本当に、6,000万、7,000万円のお金が出荷者さんの元に届くのかどうか、少し不安なところもございます。民間は本当に厳しい世界になってきますので、ですから、設立の趣旨をしっかりとやはり再度再確認して、その中で、これから将来にわたって、物産館という施設においていろんな人がそこに商品を持ってきていただいて、少しでもお金を稼いだり、いろんな五木の宣伝になるようなものがあそこで販売できるということになってくるような施設に、中の運営等についてもしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

そうしませんと、今受けていただいている事業所、第三セクターですけども、あそこの事業所についても職員等について全然賞与もございませんし、給料等についても最低賃金の中で頑張ってもらっております。本来は出荷者さんも、あそこの事業所の職員さんとかも労働単価としてしっかり賄えるような会社体制であるべきかというふうに村のほうも考えておりますけども、そういうのを踏まえてしっかり今後については協議をさせていただいて、しっかりそういうものも判断していきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 2番、黒木議員。

○2番（黒木一秀君） 村長のお考えはよくわかりましたけれども、再度確認をさせていただきたいと思うのが、今後ですねこうやって資金が足りなくなったときの対応の仕方、またこういう形で出てくるのか、それとも、次の指定管理をするときにその分上乘せというか、この分を考えて指定管理料を増やしていくのか。そのところをお尋ねします。

○議長（早田吉臣君） 木下村長。

○村長（木下丈二君） お答えいたします。

先ほど言いましたように、今回の件については、ああいう経緯があつての村からの支援ということで、その事業所についてはする話でございまして、これが通常の赤字経営であるからということで支援をするということはないと思っております。

それは、先ほど西村議員さんがおっしゃいましたように、従前に私がないときでありますけれども、道の駅のほうに貸付を村からされて、それを今返済をされて

いるという話の趣旨とは全然違う話かと思っております、また、マイナス計上分を来年度の指定管理料に上乘せするかどうかというものについては、これは慎重に判断していくべきだというふうに思っております、それについては当然指定管理については各事業所、各民間からも公募が来た場合に事業計画書とそれについての運営計画をしっかりと見ながら判断するべきであって、それについての過去についての、村としたら運営に資さないような経営の在り方ということで、温泉については指定管理ですけども、物産館についても指定管理出ておりませんので、自社努力でやるというのは当然でございますので、本年度中に指定管理の公募についての要項をまとめていきますので、それについてはまた議会の皆様と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 今の道の駅の件なんですけど赤字が出るというのはですね、この前も私は全協で言ったかと思うんですが、今までの赤字の足りないというのはですね恐らくヴィラとかヒストリアとか、あるいは茅葺き茶屋、こういうのも一緒に入っていると思うんですね決算の中に。だから、道の駅といえば普通の人は物産館のことだけ思うわけですね。ところが物産館だけじゃないんでしょう、このあれは。道の駅というのは総合的に決算しますから、全部、ヒストリアも。今後は分けると思うんですよ。だからそこらへんを今後また新年度でも予算が出てくると思うんですが、やっぱりそこらへんをはっきりしてしないと道の駅で一生懸命頑張っている人はですねなんでこんなに頑張っているのに赤字なんだろうということしか考えないと思うんですよ。ですからやっぱりこういうものはびしゃっとやっぱりけじめを付けていかないといけないものですから、これは道の駅だけの決算書ですか、あれは入っていないんですか、今まではヴィラとかも入っていたでしょう。そこをちょっと詳しくお願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

ヒストリアは別になります。ヴィラと道の駅、温泉、交流センターです。こちらにつきましては、会社としての決算、総会的时候は一緒でございます。ただ、部門別に分けて管理しておりますので、部門別での決算が出てくるということになります。

先ほど、前回の全協でお示ししました、今後、昨年度の赤字のトータルは会社全体ですけども、部門別で繁忙期の売上であったり、物産館の入り込み、出荷協議会の売上、これについては物産館だけのものをお示しさせていただいております。

○議長（早田吉臣君） 1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 今の説明で、じゃあ温泉とかですれは黒字ということですね、ほかのみんな。でないと、赤字ならばこういったふうにして支援を求めてくるのが普通だと思うんですよ、金がないんだったら。それがないということは私は物産館のほうから金が行っているんじゃないかなというふうにしか思わないわけですが、そういうのが全然出て来ないものですから、そこらへんはどうなっているんですか。例えば茅葺き茶屋だって予算はこれの中から組まないとなないわけでしょう、茅葺きの管理費だって、あれだけ特別に村のほうから出しているということじゃないでしょうから。そこらへんはどうなっているかははっきりわからないんです、何もかも、前はヤマメもあったけど、あそこは切り離れたからいいでしょうけど、そこらへんはやっぱりぴしゃっと線引きしてですねしないと。温泉が赤字になった分はどこから金を持ってきて埋めているのかなとやっぱり思うわけです、報告もなにもないし、わからないものから。ヴィラもやがて閉めるということですけど、そこらへんも含めてですねもっとわかりやすく説明してください。

○議長（早田吉臣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

部門別に分けて管理しております、もちろん営業収益で一番の赤字は温泉でございます。ただ、営業外収益としまして、先ほどありますように、温泉の分につきましては村からの指定管理が営業外収益として入っておりますので、それでトントンになると、大体ですね。そういった形で別から入る。また、茅葺きであったり、あの中であります観光情報センター、これについても営業外利益として観光情報センターの費用を村のほうでお願いしているところでございます。

それ以外については自社で努力してくださいということで、もちろんその年、その年で決算が変わってはきますけども、そういった中で厳しいときで赤字であれば全体でいいところがカバーするとか、もちろんそういうことは会社なりにはなっていますけど、大きくは観光情動的なものとは温泉については村からの営業外収益という形で支援をしております。

○議長（早田吉臣君） 3回目です。1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） ということは、村から特別枠で組んであるということですね、温泉とかヴィラとかですれ。これは組んでなければそういうふうにならないと思うんですよ。この中あったかな、その予算というのは。この中から行っているんじゃないかなと思うわけですが、そういったのがあったら、観光協会とは別でしょう、ですからそこらへんに金が動いているんであればそういった報告を議会にもあっているべきだと思うんですが、ちょっと記憶にないんです、ですから、そこらへんをはっきりわかるようにしないと、金はそっちから出ています、村からやって

いますといってもそういった予算は出ていますか。

○議長（早田吉臣君） 質疑は3回終わっております。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時15分

再開 午後3時18分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑の途中でしたので、1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 簡単に。これはまた当初の来年度予算にも関係しているのが出てくると思いますから、そこらへんも含めてですね新しい資料を出してください。よろしく願いしておきます。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

また、令和8年度の当初予算にも計上されておりますけども、指定管理費、また観光情報センターの費用につきましては、道の駅の管理者にお願いをしているところがございますので、その経費が会社としては営業外収益として入って決算をされているので、その分は村から別途、毎年、指定管理料として支払われております。

○議長（早田吉臣君） 次に進みます。29ページ、ございませんか。なければ、30ページ、お願いします。土木費と教育になります。ありませんか。

なければ、次のページ、31ページ、教育費、学校管理費から教育委員会費です。

なければ、次に進みます。32ページ、体育振興費、災害復旧費までです。3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 私は歴史民俗資料館、資料があるかもしれませんがちょっと私は見損なったものですから、1年間に月別に入場者数、それがわかればひとつお知らせをいただきたいと思います。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えいたします。

歴史文化交流館の入館者数でございますけども、一応、令和7年度の見込みで入館者数は約1万人でございます。昨年度が9,500人程度です。

月別で申し上げます。令和7年度でいきますと、4月が800人、5月が1,000人、6月が700人、7月が1,300人、8月が2,000人、9月が1,000人、10月が900人、11月が900人、12月が600人、1月が300人、2月が500人です。3月がまだ出てきておりませんので、これで以上になります。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） これは最初つくるときにですね、歴史民俗資料館の膨大なお金をかけてつくったわけで、大分コンサルタントと私ども言い合いを議会で言い合いをしましたが、私が手がけた事業についてはどこも大成功だと、五木村にこれをつくったならばお客さんがどんどん来て活性化に大きな貢献をするという啖呵を切られました。あのくらいのは普通の業者にいわせれば一億四、五千万か2億円です。それを倍も三倍もかけてつくったわけです、話としてですね。結果的にはちょうどコロナもやりましたけれども、なかなか入らない。そしておまけに子どもが喜ぶように五右衛門風呂も、さて今度は炭焼き体験も炭山も何百万かけてやる。なかなか思うようにいかないわけであります。私ども期待しておったところが集まらない。そして、そのあげくは今度はもとの東小学校跡にホテルをつくって、これもなかなか思うようにいかない。コンサルタントに非常に弱いわけです、我々は。役場職員は特にそうだと思いますが。

そこでですね、今、課長から月別数字がありがとうございました。そこで、管理費がですね847万4,000円というようなことのようにありますが、これだけの収入は上がっておりますか、今、数字をおっしゃいました、4月は800人とか5月は1,000人とか、どのくらいの数字になっておりますか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（早田吉臣君） 山尾教育課長。

○教育課長（山尾浩二君） お答えをいたします。

歴史文化交流館の入館の収入ということでございますけども、今現在、正確なものがまだ出てきておりませんので、これまでの状況を見た上で実際のところ200万弱ぐらいの収入だったと思っております。

以上です。

○議長（早田吉臣君） ちょっと暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時26分

再開 午後3時26分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○3番（西村久徳君） （キキトレズ）をお願いしておきます。

○議長（早田吉臣君） ほかにございませんか。6番、豊永議員。

○6番（豊永勝彦君） 災害復旧費でちょっとお尋ねします。

林道災害復旧費の工事請負費で林道災害復旧工事費の増額1,269万1,000円と、林道災害復旧工事の令和7年災の減額の1,306万8,000円、これはどういう意味ですか、増やすのと減らすのと。ちょっとその説明をお願いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

14節の工事請負費、今回2つ説明のほうにございます。林道災害復旧工事の増額1,269万1,000円、林業災害復旧工事R7年度災の1,306万8,000円の減額、これにつきましては、下に括弧書きで書いてあるのが令和7年度の災害復旧事業で、すみません、その上の林道災害復旧工事と書いてございますのが過年度分です、令和2年と5年と6年、この工事の分の増額分でございます、21カ所の増額です。

以上です。

○議長（早田吉臣君） 次に進みます。33ページ、ありませんか。なければ、ここで暫時休憩します。3時40分から再開します。

-----○-----

休憩 午後3時28分

再開 午後3時45分

-----○-----

○議長（早田吉臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、議案第15号の歳入に入りたいと思います。歳入の9ページからお願いします。9ページ、ございませんか。

なければ10ページをお願いします。ありませんか。

なければ11ページ、国庫支出金、衛生費からです。ございませんか。

なければ12ページ、ございませんか。

なければ、13ページお願いします。1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） 13ページのですね一番下に球磨川流域復興基金交付金というのがありますが、かなり高額だと思うんですがこの内容をですね、どこらへんに使われているのかお願いします。それと、よその町村の負担もわかればですねお願いします。

○議長（早田吉臣君） 黒木建設課長。

○建設課長（黒木光重君） お答えいたします。

この歳入の9 土木費補助金の球磨川流域復興基金交付金でございますけども、こちらについては竹の川の住宅の県からの補助金でございます。

ほかの市町村であるのか、すみません、ちょっと調べてはおりませんが、竹の川の今回の建設費、補助金が付いたというところでございます。

○議長（早田吉臣君） なければ、14ページ、ございませんか。ありませんか。

では、次、15ページ、お願いします。ありませんか。

なければ、次、16ページ、お願いします。1番、田山議員。

○1番（田山淳士君） この中にバンジージャンプの分担金収入というのがありますが、100万少ないわけですが、これは減額されたということですよ、予定よりこれだけ少なかったということですか。そこらへんを、バンジージャンプが最近少ないような気もするんですが、全国的にあちこち増えてきてですね、かなり高いのがいっぱいできて大丈夫かなと思ったりするんですが、今後のバンジージャンプの見通しと少なくなった理由をひとつ、100万減った理由ですね、お願いします。

○議長（早田吉臣君） 土肥産業振興課長。

○産業振興課長（土肥博司君） お答えします。

今回の10万の減額をさせていただいております。こちらにつきましては、当初予定しておりました額よりも多かったものですから、9月に補正で上げさせていただきました。実績によりまして、今回10万を落とさせていただいております。

令和7年1月末時点ですけども、これで約2,500名の方がジャンプをされておられます。令和6年度からが大体本格的に10か月近くの開催をしております、昨年度が1年間で2,800人、今年度は2,500人、1月末ですので2、3、先週末からまた始めておりますので、3月いっぱい伸びればというところで期待しております、5年度からは五木においては増えていっております、増加しております。

○議長（早田吉臣君） 3番、西村議員。

○3番（西村久徳君） 私はですね五木村の振興資金の基金の繰り入れでお尋ねをします。600万、入ってこないということですか、これは。どういうことですか。

○議長（早田吉臣君） 土肥ダム対策課長

○ダム対策課長（土肥整二君） 今、お尋ねがありました五木村振興基金の繰入金、今回5,898万5,000円の減額をさせていただいております。これは県からいただいた振興基金を五木村振興基金のほうに積立をさせていただいております。そこから、毎年度、五木村の振興に関わる事業に対して基金を充当させていただいているところです。

今回、当初は4億2,000万ほど充当させていただきましたけども、最終的に事業の精算等が出てきまして、そこで減額になった分、たくさんの事業がありますので、それを積み上げるとマイナス5,800万ほど減額になったというところでございます。

○議長（早田吉臣君） よろしいですか。では、次に17ページ、ございませんか。

なければ、質疑漏れなど何か全体でありませんか。よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（早田吉臣君） それでは質疑なしと認め、これで議案第15号の質疑を終わります。

以上で、先議議案に対する質疑は終了しましたので、ここで質疑の終結を宣告し